

「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答(令和4年3月)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体: 適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
1	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	発注者側が指示した方がよい案件なのに受注者側の協議書が多い。	①協議書(ケース1)「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します」を周知徹底します。
2	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	仮設工(土留・仮締切等)を受注者側で計上の変更を協議する際、土留計算が計算ソフトを所有する協力業者に依頼するなど時間がかかる。受注者の意見を反映し当該仮設工を設計したコンサルタントに形状の変更による土留計算を発注者より依頼してほしい。	①協議書(ケース1)「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します」を周知徹底します。(条件変更の場合)
3	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	決まりかけた協議が指示をもらうことが出来ないことがある。	①協議書(ケース1)「照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるようにします」を周知徹底します。
4	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	決めごとに時間が掛かりすぎでは？	
5	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	協議後の指示までの決裁に時間がかかることがよくある。	
6	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	設計照査後の変更指示が遅い。	
7	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	協議書の内容・添付資料について、出張所では通ったのに、事務所で手直して帰ってくることもある。負担が大きくなるので、出張所で通した書類は事務所も通してほしい。	
8	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	協議書(紙媒体)を協議したが、担当技術員が書類を抱えてこんでしまい、監督官、工務課まで回らなかった。結局施工予定日までに回答はいただけませんでした。たまりかねてチームリーダーの現場技術員に相談し、工程表に協議回答限界日を入れた工程表を作成しました。その時協議書は10種類提出。工程表に回答期限を入れた工程表を作成したり、協議書ファイルの表に内容一覧表と回答期限を記したものを目立つように貼り付けたり、ここまでしたにもかかわらず、回答をいただけませんでした。とどのつまりは設計変更協議会で工程が遅延した責任について、工務課長に口出すのもゾツとする言葉を浴びせられました。もちろん工程が遅延した原因は他にもあります。こればかりが原因ではありません。しかし回答を得られなかったことも原因の一つです。	
9	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	協議書を提出してもそれに対する回答が数ヶ月経っても回答が出てこない。また、回答が口頭で「〇〇さんが〇〇と言っているから」という様なこともあり、受注業者からすれば正式な回答が返ってこない場合が多々ある。また、どこで協議書類が止まっているかわからないため、受注業者からすれば発注者間での情報共有が出来ているかわからず、対応する姿勢が見えません。	
10	①協議書(協議指示等)	愛媛県	③支援業務者	詰所発議の指示書を事務所内で決裁をとる場合、詰所の工事担当技術員が、監督官→工務課技術員→係員→係長→課長まで書面で説明の上決裁をとっていますが、副所長→所長の決裁(係員対応)にはかなりの時間を要しています。(2~3ヶ月を要する場合もあります。その時点で指示項目作業は終了しているときもあります。質問に対しては、レスポンスしていますが、決裁状況が不明状態で時間浪費のことが多い。その当たりの改善をお願いしたい。)	
11	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	発注内容の技術的根拠をコンサルに確認して欲しいと要求した所、コンサルに対しては検収が終わっているため質問は出来ないかと断られた為、確認に時間が掛かった。	
12	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	決裁が主任監督員で完了する維持工事指示書をaspで今回初めて使用したが、こちらのほうに回るまで多少時間がかかる。	
13	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	決裁者数が多いので仕方ありませんが、ASP決裁に少し日数がかかる場合があります。但し、書面でのやり取りは少なくなってきたり助かっています。	
14	①協議書(協議指示等)	愛媛県	③支援業務者	ASPの協議について、決裁に時間が掛かりすぎる。迅速に決裁をして欲しい。	
15	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	現場施工途中の協議について 現場施工途中の協議内容について、コンサルタントの意見も求める場合があるが、受注者が直接コンサルタントと話が出来ないため、結論を出すのが遅くなるケースがある。出来れば発注者、受注者、コンサルタントが同時進行で検討できれば結論が早く出るのではないのでしょうか？	
16	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	修正設計後の指示された追加工事の材料に製作日数を要するものがある。特記仕様書に工期変更の必要がある場合には、協議することと明記されているが、工程に影響を及ぼす場合があるので十分検討して早期に指示をもらいたい。	
17	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	ASPで提出した書類の決裁までの時間がかかるため、決裁する期間を翌営業日の10日以内など期間を設けて頂きたい。	①協議書(ケース1)「照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるようにします」を周知徹底します。 なお、期限については、契約書18条第3項のとおりであり、あらためて記載しない。
18	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	指示が遅く、月日をさかのぼる。	①協議書(ケース1)「照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるようにします」を周知徹底します。
19	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	指示日を大幅にさかのぼり、工程の遅れの責任がすべて受注者に降りかかる。また、実際の工程管理ができない。指示日は実際の日に合致すよう対応してもらいたい。	①協議書(ケース1)「照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるようにします」を周知徹底します。 なお、緊急時の場合は、電話やメール連絡することはあるが、それ以外については、指示日をさかのぼることのないように指導します。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
20	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	協議をワンデーレスポンスのために、協議書提出前にたたき台の提出を求められる。	①協議書(ケース1)「照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるようにします」を周知徹底します。 なお、たたき台というものは存在しないものであり、少しでも早く処理することを目的に、事前調整という主旨で実施していると思われる。また、期限については、契約書18条第3項のとおり対応するように周知徹底します。
21	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	協議書を提出してから指示をいただくまでの時間がかなり長いです。提出してから1ヶ月以上経ってから事務所説明のための工法比較や概算金額を求められましたが、もっと早く依頼をいただきたい。	①協議書(ケース1)「照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるようにします」、「指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、少なくとも、概算金額について明示するよう徹底させるとともに、…」を周知徹底します。 ※工法比較、概算金額を明示するのは発注者である。(それを基に受注者と見積協議)
22	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	受注者発議の場合 協議事象発生から決定までをさらにスピーディーにする。 【例1】出張所長等の出先機関に一定金額までの決裁権を与える。例えば100万円までの協議内容は出張所で決定できるようにすれば、書類の回覧等が早くなる。 【例2】メール等で写真・手書き図面による簡易説明や電話での口頭説明で決定をもらい、後日工事打合せ簿で資料を添付する。	①協議書(ケース1)「照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるようにします」を周知徹底します。 なお、主任監督員の権限については定めがあり、それに基つき対応しています。(緊急度、事案等、必要に応じてメール、電話等により適宜対応)
23	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	指示の図面などがなかなか来ない。図面がきても現地と合っていない時がある。矢板工など特殊な工種になると下請け業者も限られるので材料などの指示も早く決めてもらわないと下請け業者との調整が難しい。	①協議書(ケース1)「照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるようにします」を周知徹底します。 ①協議書(ケース3)「また、協議が円滑に進むように、設計図書については、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、その充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。
24	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	工期の都合で発注者が行うべき作業(設計等)を受注者が行うこともあるとあるが、本設構造物の場合には工事完了後も設計責任(瑕疵)が発生すると思われ。設計施工で請け負っていない工事においては、原則発注者側で設計を行っていただきたい。	①協議書(ケース1)「18条で通知を受け、…やむを得ない場合においては、受注者に依頼する場合があります。」と記載しているのとおり、基本は発注者が指示することとしています。
25	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	発注者からの指示図面を受注者側で作成するケースが大半であります。発注者での指示図面作成は、現場構造反映がなかなか難しいと思われ。このケースでは、受注者側で指示図面等作成し必要経費を変更で計上する積算方式を標準化すれば、スムーズに受注者間で施工が行えるようになると思います。	
26	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	発注者が多忙の場合は、作成費用を計上して指示標に添付する図面を受注者にて作成可能な体制にして欲しい。	
27	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	協議書の回答日、回答予定日を早い段階で教えてほしい。	①協議書(ケース1)「設計等に時間を要する場合は、必ず指示予定日を通知するように指導します。」を周知徹底します。 ※通常の期限については、契約書18条第3項のとおり
28	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	協議書の作成について、概算金額の算出根拠が細かい所まで求められるが、概算金額で十分ではないか。	①協議書(ケース1)「指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、少なくとも、概算金額について明示するよう徹底させるとともに、…」を周知徹底します。 ※概算金額を明示するのは発注者である。(それを基に受注者と見積協議)
29	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	協議書における「概算金額記載」について。 協議書記載の概算金額を事務所内変更契約金額把握資料として利用したいと思惑は理解できるが、「概算金額」の精度を「5万～10万単位」のレベルで求められる場合があり、労力が無駄に必要となる。何れにせよ、変更数量計算書作成時(変更積算資料作成時)には、改めて精査するのであるから、100万単位程度の精度で十分であると思う。案件によっては、「(総括打合せ等で)協議→指示として決裁した事案についても、変更積算資料作成の過程で「却下」される事例がある。	
30	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	協議段階に概算金額を提示させていただいていますが、設計変更時に金額の乖離が大きい場合がある。(歩掛対応で概算金額協議しているのに、標準積算で計上されている) 指示書回答時に発注者側の積算金額を添付いただけないでしょうか。	
31	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	指示書で、歩掛調査等と記載されていましたが、使用する機械が初めてでもあり、機械等にかかった費用については、発注者が全て計上して頂くとの打合せであったが、実際、変更契約時の歩掛表を確認したら、一般的な機械損料しか計上されておらず、機械のリース代、下請業者・燃料等に費用がかかってしまいました。最終の変更契約まで、歩掛もわからず、完了してからの歩掛表の公表では、遅いと思います。工事に着手する前または、最初に歩掛表を公表して頂きたいです。	①協議書(ケース1)「指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、少なくとも、概算金額について明示するよう徹底させるとともに、…」を周知徹底します。 ※概算金額を明示するのは発注者である。(それを基に受注者と見積協議) ただし、歩掛調査等を実施する場合は、調査後にあらためて見積協議を行って下さい。
32	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	維持工事指示書で追加の特記仕様書が後になって指示されることがあるので指示書と同時に特記仕様書も追加してほしい。	①協議書(ケース1)「指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、少なくとも、概算金額について明示するよう徹底させるとともに、…」を周知徹底します。 なお、(維持工事)指示書は契約変更と同様のものであり、特記仕様書、数量総括表等、必要なものを添付するように周知徹底します。
33	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	こちらに根拠資料を示すこともなく、指示がくる。 変更の数量計算書は、こちらが印刷物とデータをして渡しているのだから、指示の数量計算書と参考図は印刷物とデータを渡すべきである。 コンサルから来たものを、そのまま確認もせずに、データだけ渡されてもわからない。	①協議書(ケース1)「指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、少なくとも、概算金額について明示するよう徹底させるとともに、…」を周知徹底します。 なお、指示書は契約変更と同様のものであり、特記仕様書、数量総括表等、必要なものを添付するように周知徹底します。
34	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	総括打ち合わせで発注者から回答を頂いたものが、発注者側の都合で設計変更の際簡単に覆される事がある。どのような根拠から回答を変えるのか示して頂きたい。	①協議書(ケース1)「指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、少なくとも、概算金額について明示するよう徹底させるとともに、…」を周知徹底します。 なお、指示したものが覆される事が無いように指導します。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
35	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	施工内容の変更が起きた場合、またはそれにより施工業者からの変更依頼があった場合は、設計変更を行っていただきたい。そうしないと工程管理や下請業者への適切な支払いが不可能になります。受注業者から変更をお願いしてもなかなかしてくれないのが現状です。	①協議書(ケース1)「指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、少なくとも、概算金額について明示するよう徹底させるとともに、…」を周知徹底します。 なお、全てを変更契約を行うことは困難であるが、大幅な変更となる場合など適切な時期に契約変更を行うように指導します。
36	①協議書(協議指示等)	愛媛県	③支援業務者	まだまだ当初にない工事内容を追加指示でお願いしているケースがあり、受注者から断られることがあります。結果、維持工事に協力をお願いしていますが、施工は県外業者の専門業者となり、積算に合わない割高な下請け契約で利益にならないようです。 工事受注者の負担とならないような発注方法(応急処理工として指示)をお願いします。	協議は、契約書に記載されているとおり、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて履行するものであり、追加工事を強要することはできない。 また、①協議書(ケース1)「指示は、その都度、…概算金額について明示するよう徹底させるとともに、…」を周知徹底するとともに、金額については、その概算金額を基に見積協議により対応して下さい。
37	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	発注者からの指示であるにもかかわらず、発注者支援業務業者から協議書類を常に求められる。 また受注者が作成した協議資料を基に指示資料に使用され、結局は資料作成に時間を費やすことになっている。徹底されていない!	①協議書(ケース1)「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します」を周知徹底します。 ①協議書(ケース3)を周知徹底します。
38	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	工事施工途中で、当初想定していない埋設物(支障物)が出てきたり、地盤に変位が生じたり、様々なことが起こります。対応をどうするか、発注者と協議して進める段階で、現場技術員より(協議)で工事打合せ簿を出してと言われます。協議で提出すると、発注者発議の(指示)が出て、当方が作成した資料がそのまま添付されたことがあります。	
39	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	【ケース4】協議書の訂正・修正が多すぎる 協議の添付資料は必要最低限となっているが、徹底されていない。 協議を挙げてから修正修正で多い時には10回近く修正を行っている。何とかありませんか?	
40	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	維持作業の小さい協議は指示でいいのでは。	①協議書(ケース1)「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します」を周知徹底します。 なお、協議が必要な場合(条件変更等)は、①協議書(ケース3)を周知徹底します。
41	①協議書(協議指示等)	高知県	③支援業務者	指針そのものには改訂意見はありませんが以下の対応等を望みます。 ・現場では本来発注者で指示すべき案件も「協議」として業者に資料を出させ「指示」としている案件が散見され業者に負担が掛かっていると思われます。 ・監督職員の質、現場技術員の質にも関わりますが、契約書、土木工事共通仕様書、特記仕様書、施工管理マニュアル等について一度は目を通しておいて欲しい。 ・主任監督員、監督員の技術力向上に期待。	①協議書(ケース1)「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します」を周知徹底します。 また、①協議書(ケース3)についても周知徹底します。 なお、監督職員等が設計図書を把握することは当然であり、一層の技術力向上に努めていきます。
42	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	協議書の書類作成にかなりの時間、労力が必要な為、指示で構わないものは指示でお願いしたい。協議書の添付資料の概算金額は発注者のほうでお願いしたい。	①協議書(ケース1)「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します」、「指示は、その都度、…概算金額について明示するよう徹底させるとともに、…」を周知徹底します。 ①協議書(ケース3)を周知徹底します。
43	①協議書(協議指示等)	香川県	①受注者	「設計が必要な事項に対し、受注者側に依頼する場合は設計に必要な経費については、変更契約します」とあるが、設計成果とするには設計図の作図だけでなく測量成果簿まで添付した「成果」としての納品までを求められ部分的な設計では費用計上されない。やはり成果として納品しないと部分的では計上されないのか。それを考慮すると一概に受注者に依頼されても困る。	①協議書(ケース1)「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します。」、「…設計に必要な経費(受注者やコンサルからの見積等)…変更契約にて対応します。」を周知徹底します。 ①協議書(ケース3)「設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。」を周知徹底します。 ※照査範囲を超えるものは、全て変更契約で対応する。
44	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	契約書第18条に基づく通知確認において、上記の光ケーブルの問題点を通知して移設をお願いしたところ、専門業者を紹介するので調査・検討・設計を行い、当工事にて対応をして欲しいと頼まれましたが、実際には、その調査・検討・設計費用は計上してもらえそうもないのですが、いかがなものでしょうか。	①協議書(ケース1)「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します。」、「…設計に必要な経費(受注者やコンサルからの見積等)…変更契約にて対応します。」を周知徹底します。 ①協議書(ケース1)「18条で通知を受け、…やむを得ない場合においては、受注者に依頼する場合があります。」と記載しているとおり、基本は発注者が指示することとしています。 ①協議書(ケース3)「設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。」を周知徹底します。 ※照査範囲を超えるものは、全て変更契約で対応する。
45	①協議書(協議指示等)	香川県	①受注者	設計図書に記載されたかゴマツの材料を使用前に公的機関の試験結果(要求性能)を提出したが、主任監督員より鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)に記載してある適用河川に適さない可能性があるため、打合せ簿(18条通知)を提出するよう求められた。この件に関して、要求性能を提出した段階で主任監督員と事務所側での確認だけで良いのではないかと。	提出については、土木工事共通仕様書で求めているもののみとし、重複して資料を提出することがないよう周知徹底します。
46	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	総括打合せ(契約書第18条に基づく通知・確認)で確定した「協議事項」に対して、後日、協議項目ずつ、情報共有システム等で再度提出しなければならぬ場合があり、手間がかかる。総括打合せ簿のみで済ませられないか。(担当事務所にもよるが)数年前から同様の要望を出しているが、変わっていない。	①協議書(ケース2)を周知徹底します。
47	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	【ケース2】の対応について 総括打合せ時に概算発注である工種について、施工箇所が不明であったため設計成果から施工可能箇所を引き出し協議指示してもらったが、施工箇所として想定していないとの返答であった。指示された箇所は、的外れな回答でそれを否定するため更に時間を要した。結果は、総括時に提案した箇所に戻り無駄な労力と時間を費やしただけとなった。発注者側の工事理解度が低すぎる。	①協議書(ケース2)を周知徹底します。 なお、事前に監督職員と十分に調整して下さい。
48	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	概算発注で指示書による工事の場合、工事内容が決まっていなくても関わらず、総括打合せを実施していますが、特記仕様書等の書面照査のみしか行えず、あまり意味が無いような気がしています。特に実施する必要性の無い工事においては省略できないものではないでしょうか?	総括打合せの実施の有無など柔軟に対応できるように、特記仕様書を修正します。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
49	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	協議内容が細か過ぎて、協議ではなく指示で仕事をしたい	①協議書(ケース3)を周知徹底します。
50	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	事務所毎に 事例および回答一覧表 ①-7 対応内容に差があるように思います。資料は簡略的な作りとし、所管事務所への詳細説明は出先機関(出張所等)が行う等の対応をしてくださるケースもあれば、資料だけをみて所管事務所が理解できるような詳細なつくりを依然要求されるケースもあり、事務所によって、『必要最低限の徹底』に温度差があるように思います。 総括時においても、上記同様の状況。指示においても、積極的に指示を行うケースもあれば、協議にて処理対応とされるケースも依然あり 上記同様、各事務所にて温度差があるように感じます。	
51	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	以前よりは減った気がするが、こちらが必要最低限の資料で打合せ簿を発議しても内容が伝わらないことが多々あり、結局は参考資料を作成して送付していることがある。	
52	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	総括打合せ時の協議について、別紙での協議書提出は削減され簡素化できています。ただ一部の協議書について再提出が求められるため、そこを改善して頂きたいです。(※以前から言えば格段に削減できていると思います。)	
53	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	打合せの受注者側からの協議内容ですが、大半が進捗に伴う設計との不一致に対しての内容です。(現場を進めている最中に発生・確認ができる内容)更に工期が無い場合でも書面の重要性(事務所への提出が必要なので、見易さを重視)が1番となり、何度も資料の修正依頼と現場は止めず進捗することを同時に管理することは現場代理人としてはかなりの労力を必要とする。更に修正回数が増えると現場代理人の能力不足を実感し発注者との対応が気まずくなる。発注者側には申し訳なく思っていますが、自分のできる範囲内で精一杯対応しています。	
54	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	各事務所、詰所、出張所で作成内容が異なる。できれば統一してはどうか。(個人のこだわりで作成している傾向がある。)	
55	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	指示であっても、協議→指示の場合が多く、書類を作成する事が多い。	
56	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	協議内容の資料の作成時に、担当職員によって同じものでも整理する書類の量が違いすぎる。(担当職員の技術力の差)素人に説明するくらい資料がある場合がある。この差を埋めてもらわないと書類の簡素化は返事できない。	
57	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	うまく説明できるようにしようとするとしっかりした資料になり、積み重なるとその労力は大きい	
58	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	協議書の添付資料について、「事実が確認できる資料を提出するものである」とありますが、一度設計されたものを変更する場合、資料作成には相当な資料となり資料作成に時間を要する場合がある。	
59	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	発注者側の担当者によって書類の作り込みが違う。(統一してほしい)	
60	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	追加工種の指示により提示された図面と現地在不一致等であり、協議資料の図面等作成の手間が掛かる場合がある。	①協議書(ケース3)を周知徹底します。 なお、追加工種の指示においても同様に「設計図書の見直し範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。」を周知徹底します。
61	①協議書(協議指示等)	徳島県	③支援業務者	契約後事務所新規追加指示を行う場合は、数量総括表・数量計算書の精度が非常に悪い。指示を切る前に積算業務担当と確認をして指示を切って欲しい。指示書の不備は出張所、積算担当で修正して変更しているのが現状である。	
62	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	現在、紙による協議にしましたが、敏速に処理を行って貰えるなら、修正も早く出来るので電子による協議も検討したいと思います。	情報共有システムについては、特記仕様書に条件明示しているところであり、発注者としては、ASPを原則使用するように、土木工事書類作成マニュアル、特記仕様書を改定します。
63	①協議書(協議指示等)	愛媛県	③支援業務者	協議書及び指示書等を現在紙ベースにて行っているところもあります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためにもすべての書類をASP(電子決裁)にて履行した方が良いと思います。	
64	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	協議、指示の書類は紙媒体でハンコを使用し物理的なやり取りをしている状況である。電子化と効率的な面で情報共有システムを活用して処理することはできないのか。受注者として電子納品するときにはスキャンしなくてはならない面倒である。情報共有システムの導入時に決裁予定者を登録しておけば良いだけなので採用してほしい。	
65	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	事前協議で協議・指示の電子化を提案しても協議・指示は従来どおり紙でと言われる。事務所によって違いがあると思うが、統一していただけないか。(提出先詰所まで往復1時間かかる。現場職員の数に余裕がなく移動時間さえも惜しい。ASPという便利なシステムがあるのだから使わない手はないと思う。)	
66	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	せっかくASPがあるのに協議・指示のみ未だに紙でのやりとりとなっている。全てASPで対応してほしい。	
67	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	ASPを使用しているが、発注者からの「指示」と受注者からの「協議」は紙で行っている。金額の増減等が関係する協議書を発注課に回覧する必要があることは理解していますが、それであれば発注課の担当者もASPが使用できるようにすれば良いのではないかと。	
68	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	事務所によっては、協議書・指示書は紙でのやり取りとなっている。現場から出張所や詰所が遠い場合は負担となるため、四国地整全体でASPでの対応としていただきたい。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
69	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	・指示日が月日をさかのぼる。 ・ASP等によるやりとりが、協議と指示のみ紙ベースが依然として残っている。 ・出張所毎に紙にするか電子にするか、統一して欲しい。	①協議書(ケース1)「照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるようにします」を周知徹底します。 なお、緊急時の場合は、電話連絡することもあるが、それ以外については、指示日をさかのぼることのないように指導します。 情報共有システムについては、特記仕様書に条件明示しているところであり、発注者としては、ASPを原則使用するよう、土木工事書類作成マニュアル、特記仕様書を改定します。
70	①協議書(協議指示等)	高知県	③支援業者	特記仕様書にて、「工事中の情報共有システムの活用」の中に利用開始日・ユーザーID数等を協議する項目がありますが、この条項については紙の打合せ簿で協議を行う必要があります。 しかし、工事書類の作成の協議において「打合せ簿は全て電子」としていることが大半であり、紙で協議したものを再度PDF化して電子納品しなければならないのでしょうか？ 若しくは特記仕様書の一部に、情報共有システムの活用については監督職員と「調整」し、調整が整ったものを情報共有システムにて協議すること。という文面に特記仕様書の一部を変更することはできないのでしょうか？	情報共有システムについては、特記仕様書に条件明示しているところであり、発注者としては、ASPを原則使用するよう、土木工事書類作成マニュアル、特記仕様書を改定します。 なお、土木工事書類作成マニュアルに、「システムの選定については、事前にメール等で調整し、その結果を工事情報共有システムを用いて、協議→承諾で対応するものとする。」を追加します。
71	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	共有システムの選定に於いて、「使用する情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない」となっているため、選定後、使用にあたり紙ベースで協議を行っているが、電子処理とならないでしょうか。または、共有システムの活用を先んじて数年経つため、システム機能要件を明示し、標準化することで、協議不要とならないでしょうか。	
72	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	情報共有システムの活用について 工事打合せ簿(指示)が紙ベースで送られてくる。	
73	①協議書(協議指示等)	香川県	①受注者	指示、協議書を作成当たって、現在は発注者、受注者のどちらかの起案作成がされていますが遠隔臨場のシステムで動画を記録する機能を利用し、発注者、受注者が同時に指示協議に関する事項を共有することで、書面としてのやりとりは最終的なものとし、現場の処理がスピードアップされるのではないかと思います。書面以外に映像、音声も指示協議の根拠として有効かと考えます。	情報共有システムについては、特記仕様書に条件明示しているところであり、現場の状況の共有についても、Web会議等を有効に活用して、効率化に向けた取り組みを推進します。
74	①協議書(協議指示等)	香川県	③支援業者	資料作成等業務からの意見です。 協議の内容に対して資料作成業務側からの説明を担当職員から求められます。 その際に参考文献や事例、現場状況などを整理し、現場側が用意すべき資料まで求められ指示書作成までに非常に時間がかかっています。 協議の内容や意見、修正等は、事務所担当(職員・技術員)と出張所間で打ち合わせ(Web)の場を開き、指示に必要な書類や方針をその場で解決して頂きたい。	監督(調査)職員と調整して下さい。
75	①協議書(協議指示等)	徳島県	③支援業者	出張所内決裁が終わっている協議書について、発注担当課でストップがかかるので、補足資料や内容修正を出張所で作成する事が多い。主任監督員の決裁を完了していれば、大勢に影響しないような内容の微修正は必要ないのではないかと。	
76	①協議書(協議指示等)	高知県	③支援業者	工事受注者は、資料作成に係る時間的なものは改善しているかもしれないが、監督職員・調査職員によって求める情報・精度等に統一感がないことから、支援業務(資料作成業務等)従事者の負担(確認事項等)が多くなっていると感じる。	
77	①協議書(協議指示等)	徳島県	③支援業者	「発注者指示の資料は、発注者で作成することを職員に徹底します。」とありますが、どちらの職員かが不明です。出先の出張所職員か？発注元の担当課職員か？が曖昧なため、困惑するケースがあります。(具体例:金額変更を伴わない形状変更の場合で特に現地調査や現地状況確認を必要とする指示の場合、担当課と出張所の所掌・分担がよく議論となります。)	発注図面の不適合による修正や追加指示図面等の事務所発議のものは、発注担当課が基本となります。(ケースバイケースのところもあり、監督職員と調整して下さい。)
78	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	情報共有システムを使うことが多くなったと思いますが、打ち込む内容等に迷うことあるので、記入例を示してもらいたい。	事象やシステムによりケースバイケースであり、記入例を作成することはできません。
79	①協議書(協議指示等)	徳島県	③支援業者	維持工事で事務所が工事打合せ簿の様式で指示(紙ベース)を切ったのが、出張所に回ってくるのだが、出張所では、その指示を指定工種として「維持工事指示書」で指示を切っている。そうすると受注者には2重指示を切っている状態になる。事務所で指示を切る工事打合せ簿は、所内決裁用なので受注者に押印を求める必要はあるのか？指定工種として指示を切り、完了後は発注者が引き取らないと、工期内の維持管理を受注者に求める事になる。	契約上の指示が工事打合せ簿の指示であり、維持工事指示書はそれを基に、指定工種として対応しているものであります。(契約にあるものは維持工事指示書のみで可)
80	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	4.事例および回答一覧表①-16回答で「出来形管理基準にないものは、個別の協議書は必要なく、監督職員と打合せし、施工計画書に記載してください。」となっているが、土木工事書類作成マニュアル【令和3年3月P98-(4)-2-②】では、「管理基準にないものは事前に監督職員と受注者で協議を行い、規格等適切に定める。」となっている。どちらが正しいですか？	土木工事書類作成マニュアルを修正します。
81	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	WEBで総括打合せを行ったが、同じ資料を見ていないこともあり、細かいニュアンスが伝わらないことがある。	監督職員、発注課と調整して、画面共有、事前コピー等により対応して下さい。
82	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	同時期に類似工事が発注になり一工事を受注した際、他工事で提出した協議書と同じ内容の協議書の提出を強要された。実現場にそぐわない協議書の提出の強要をしないよう対応して貰いたい。	協議は、契約書に記載されているとおり、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて履行するものであり、強要しないように指導します。
83	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	公告時の質問回答書、18条照査の質問回答書において「監督職員と協議の上、必要と認められる経費については変更契約できるものとする」という回答がよく出てきます。受注者側としては必要と認められるか、認められないか、その判定を知りたくて質問しております。特に公告時の質問は受注に行くか、行かないか、の重要な判断基準となります。このようなステレオタイプの回答ではなく、何らかの判断ができる回答をしていただけないでしょうか。	特別なものを除き、適正に対応していきます。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
84	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	設計変更に関する内容及び指示が不明確であり、設計変更に関わる資料作り(図面、数量拾い等)を高圧的な態度で要求され苦慮した。	図面については、適正化指針⑬-5に記載しているとおり、設計変更図面等については、発注者が作成しますが、受注者が照査により提出した対比図がベースとなるので、作成にはご協力をお願いします。 数量の算出は、共通仕様書に「受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。」と記載しており、出来形数量としては、引き続き作成をお願いします。 また、適正化指針⑬-2に記載しているとおり、出来形でない変更契約するための変更数量については事前の作成に協力をお願いします。 なお、契約書に記載されているとおり、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて履行するものであり、高圧的な態度で要求しないように指導します。
85	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	設計変更に係る電気配線、配管及び小配管関係数量の拾い出しをしたことがある。アイソメは作れずに完成図書で対応したが、根拠と正確性が不明ということで2度同じ作業をしたことがある。	機械工事共通仕様書1-1-7により、「受注者は、設計図書記載の所定の期間内又は監督職員と協議して定めた期間内に承諾図書を監督職員に提出して承諾を得なければならない。」と記載しており、承諾図書(実施仕様書、計算書、詳細図等)としては、引き続き作成をお願いします。 また、機械工事共通仕様書1-1-28により、「受注者は、工事完成時に受注者の費用負担により完成図書及び施工図を「機械工事完成図書作成要領(案)」及び「工事完成図書の電子納品等要領 機械設備工事編」により作成し、監督職員に提出しなければならない。」としており、引き続き、完成図書及び施工図の作成をお願いします。
86	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	工事途中の協議指示があると、その都度(承諾図書)(実施仕様書)(施工計画書)(履行報告書)等を見直しが必要になるので、労力が必要になります。極力ご発注時の段階までに詳細計画をお願いしたい。	①協議書(ケース3)「また、協議が円滑に進むように、設計図書については、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、その充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。 ②発注内容・設計照査(ケース1)を周知徹底します。
87	①協議書(協議指示等)	愛媛県	③支援業務者	受注者が協議にあたり提出する【対比図】について、協議図面の提供をP21形式で受領する際に、受注者が使用するCAD形式からP21形式に変換したままでの提供である為、指示図面にする際にまず文字化け等のエラーの修正から入る場合があり、橋梁上部工等図面枚数が数十枚になる場合の作業負担が大きい。 また次回協議の為、P21形式で修正した図面を受注者に渡した際に、受注者側の都合でその使用を好まない場合があり、複数回協議を重ねる際に互いの作業を簡略化する協力関係が構築出来ない事があります。 橋梁上部工の様に複雑な図面が数十枚使用される場合における【対比図】の位置付け及びデータのやり取りについて、互いの作業簡略化の為、当初の作業手間が増えてもP21形式でのやり取りを推奨する文言を盛り込めないでしょうか。 (指示図等で都合100枚以上修正しましたが、受注者側の自社システムの都合によりP21を使用せず、AutoCAD形式で管理し提出の際に変換エラーに対応するのが大変な為、受注者より変更図面作成も受注者側で行うので、対比図等の提出はPDFでお願いしたいとの希望が出る場合があります。)	対比図は変更図面を意識しているため、P21形式を基本にご協力をお願いします。
88	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	発注図と設計照査の相違が多い。調査を密に行い発注して欲しい。	②発注内容・設計照査(ケース1)を周知徹底します。
89	②発注内容・設計照査	愛媛県	③支援業務者	工事完成までに指示や協議が多く、当初契約に対する変更箇所が多い。これを減らせば適正化指針に記載されている事案はかなり減ると思います。	
90	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	ケース1 対応 現実的には温度差を感じます。	
91	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	発注図面の平面図に関して、施工済みの構造物が反映されていなく図面照査が解りづらい。また、業者がやむを得ず修正したケースもあった。	
92	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	現場は無駄な施工をしようとしているわけではないが、3割に抑えたり減額にならないようにと予算管理を任せられ、施工範囲の検討も必要になる。関係機関との協議不足や現場条件の変更等による追加や廃工による要因も大きく、施工範囲そのものを見直す場合もあり、設計書を組み直しているようなもので負担が大きい。もう少し予算面を緩和して頂きたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)を周知徹底します。 なお、予算の都合により、現場が混乱しないよう徹底していきます。
93	②発注内容・設計照査	愛媛県	③支援業務者	当初工期の設定では、様々な制約等の処理ができておらず、契約内容の完成ができない工事がほとんどである。支援業務担当者としては、それは致し方がないと理解して工事受注者を指導しているが、工事内容が大幅に変更となることが多いため、予算管理の3割以内に抑えるという制約条件を厳守するハードルが高すぎる。事業全体の進捗、効率的な工事の進め方を考慮すると、3割越えが致し方がない工事が生じることを理解していただきたい。さもなくば、工事発注内容の精度向上をお願いします。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
94	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	当初の発注内容に追加・追加で別工事をしているよう	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。
95	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	追加指示でもらう図面や数量等に不備が多く、実際の施工段階において図面や数量を変更しながら進めるために、詳細な部分で協議や承諾書類の作成に多大な労力と時間を要するため、発注側でよく精査してから指示を頂きたい。という内容を追加して欲しい。	
96	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	官民境界沿い等の水路等を計画をするときには排水計画だけではなく、乗入箇所や乗入高さ等、地元の要望を踏まえて設計照査してもらいたい。 受注者にて地元へ説明に行き、不満があれば計画変更等になりロスがでる。	
97	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	協議変更がないように、設計を正確にしてもらうことにより、業務の削減になる。	
98	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	盛土工事において、搬入元が定まっていないケースが多々あるので、搬入元を確認して発注してもらいたい。	
99	②発注内容・設計照査	—	①受注者	設計図の実施内容と、現地の前施工の引継ぎ状況確認を受注前に確認出来なかった。 道路照明設備工事の別途前施工工事(基礎、配管等)の引継ぎ資料の読み解きが難しい。	
100	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	ICT活用工事が多くなっているため、ICTデータ作成がスムーズにできるよう図面精度を向上してほしい。	
101	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	コンサル成果のとおり発注図面を作成して欲しい。 時間を掛けて横断面の高さや幅員、境界位置を消したり展開図を付けない意味は何か。 発注図は施工範囲の確認程度で、コンサル成果で施工している。	
102	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	道路改良事業において、埋設管路等の敷設位置がその後、施工される防護柵等を考慮されていない場合が多いように思われます。管路の埋設を行う工事との同時発注ならば対応可能ですがその場合が少ないようです。設計時に施設まで含めた総合的な計画をお願いします。(埋設位置が不明確であるため、試掘等の作業が発生し掘返しを行う時間が別途必要になってしまう)	
103	②発注内容・設計照査	—	①受注者	植栽樹の形状変更(増減)で樹全体の図面が事前にあれば、ありがたい。 例: 構造物の新設や撤去による基礎や縁石の位置関係	
104	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	同じ工事箇所でも担当部署で図面が違っていることがありました。施工中の光ケーブルの平面位置図と次年度以降の平面位置図が違い、施工が中断したことがあります。	
105	②発注内容・設計照査	香川県	②発注者	可能な限り、施工場所(対象機器・配置図等)最新の図面で発注して頂きたい。 ※現地調査に行くと対象機器(更新・撤去含む)が無いことがあります。	
106	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	工事用道路盛土に使用する建設発生土の利用として、特記仕様書に「右岸Ok〇〇付近河床土」と採取場所のみ記載されていたが、近くに浄水施設がある為に集水管等が埋設されていることが判明し採取場所として不的確となったが、受注者側の確認不足を指摘されました。発注者側も特記仕様書に記載する段階で、調査及び関係機関との連絡調整を行ってから記載をして頂きたい。	
107	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	最近の工事は変更が多く変更資料とりまとめに非常に手間が掛かる。 予算管理や変更作業が重複するために、変更資料提出を早められる場合があるが、施工が工期一杯になることが多く、通常の提出時期にすら間に合いかねない。 もう少し、当初発注の精度(関係機関協議、工期設定、計画内容、修正設計など)を上げて、変更作業の負担が軽減されるようにして欲しい。	
108	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	そもそもの話ではあるが、設計コンサルタントの設計業務成果品の内容品質が著しく悪く(特に補修工事)受注者の設計照査の負担が非常に大きい。それがそのまま発注図面となり、致命的な構造的欠陥により、構造・補修方法の再検討、図面の新規作成及び詳細な現地踏査の実施へ波及する。工事全体工程も大幅な見直し(延伸)が必要となり問題が多い。設計業務成果品の品質向上を国交省からも強く働きかけてほしい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。 また、設計成果の品質向上に努めます。
109	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	【ケース2】そもそも設計照査前に設計に至った現場条件が現況と異なり(全面通行止め可能⇒片側交互通行)、コンサル成果品の全面見直しが必要となりました。各種施工方法の変更や、何より再検討のための変更設計に時間を要し、現場の工期延期が発生しました。このあたりは発注前に確認しなければならない重要なポイントで改善を望みます。	
110	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	河川堤防改築工事において、設計コンサルが過年度成果等を受領して設計しているにも関わらず、明らかに撤去が必要である既設護岸等の撤去を設計成果に反映していない。施工途中で協議が必要になる場合が多い。構造物撤去といえど、仮設も含めた施工方法を再検討する必要がある場合もあるので設計段階で入念に調査していただきたい。	
111	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	関係部署(各課)において発注時における設計の整合性が取れてない為、手待ち・手戻りが発生している。(現場での調整が多く手待ち・手戻りが発生する)	
112	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	【ケース1】対応②設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工法を検討することにより、発注後の工事中止が発生しないように努めます。とありますが、想定外ではなく、比較的容易に判断的できるものでも現地条件にそぐわない設計が見受けられます。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
113	②発注内容・設計照査	—	①受注者	工事の内容にはない工種・数量(金額調整?)が反映されていて内容を把握するまでに時間かかる。受注時にそれを早期に教えてほしい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「あらかじめ変更が想定される工事は、条件明示をします。」を周知徹底します。
114	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	設計図書で施工内容が不明確なところがあります。設計図書では、舗装の撤去・復旧とだけなっていますが、受注後に関係機関と協議すると、撤去後に他業者が施工に入り、他業者の施工が終わり次第、復旧することが分かりました。他業者が関係するのであれば、特記仕様書にその旨を記載しても良いと思います。また、1日の施工で他業者との調整が必要となれば、他業者との連絡・調整に時間を要することになり、他業者施工中は、待機時間となり、効率的ではないと思われる。舗装の撤去・復旧であれば、他業者の設計に含めて発注を行えば、余分な連絡・調整の必要が無くなると思われるので、発注内容を精査して発注していただきたいです。	
115	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	工事への着手にあたり、設計図書に明示されていない項目があり、施工計画・施工体制の計画に支障をきたし、何度も見直しが必要になる場合があります。 ・支障物・現場状況(土質等)による設計工法の施工不可、工法の変更 ・隣接工事による着手時期の制約	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工法を検討することにより、発注後の工事中止が発生しないように努めます。」を周知徹底します。また、設計成果の品質向上に努めます。
116	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	発注時点で、予測できる仮設計画がされていない。 工事着手の大半が仮設に時間を要し本工事が遅れる傾向がある。	
117	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	発注前の計画が十分で無い様に思う。いざ施工を行う場合、支障物等が発生し工事着手が遅れる。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工法を検討することにより、発注後の工事中止が発生しないように努めます。」を周知徹底します。また、設計成果の品質向上に努めます。
118	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	当初発注図面により現地調査を行ったところ、図面と現地に大きな乖離があり、工期内の施工が不可能となりました。そのため、減額分を補うため遠く距離の離れた箇所にて別工種の施工を行う事となり、現場の管理を行うため補充人員を配置せざるを得ず、書類作成や現場管理及び関係機関との調整等で大きな負担となっています。発注時に現地に合った図面での発注をお願いしたい。また、やむを得ない場合は減額での対応とはならないのでしょうか。	
119	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	概算発注で施工する工種、数量等の検討 ◎概算発注は、緊急を要する事由(災害復旧等)以外、原則行わないことを徹底します。(概算発注では、契約内容が大きく変わる場合があるため)とありますが、維持工事などは、概算発注が多い気がします。台帳等から何年後更新等を定める等の施工量の絞込みなどは出来ないのでしょうか？	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。経常維持的なものは、やむを得ないところもありますが、出来る限り想定できるものは対応するように指導するとともに、発注者指示の資料は発注者で作成することを指導します。
120	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	維持工事や安全施設整備工事などの概算発注工事について、毎年設計書内容は同じで数量のみ変えて発注される。特に安全施設整備工事などは変更の際してほぼ新規となるため、歩掛・材料見積などによる変更が非常に多くなります。過年度の変更設計書の平均を基に現状に合った当初設計を行えば、変更時の工事受注者だけで無く発注者側の負担も少なくなります。	
121	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	現道拡幅工事において、明らかに埋設物等があると判明している場合は設計業務にて試掘等の確認を行い設計に反映できないでしょうか。工事に埋設物の試掘確認を行い構造等の変更を行う場合があります。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。なお、発注時において、明確なものは特記仕様書に明記するようにします。ただし、共通仕様書に、地下埋設物、架空線等上空施設の調査が記載されていることもあり、従来どおり確認をお願いします。
122	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	発注時に前回事業で施工完了部が図面に反映されていないのが多い。照査した結果、見直しの必要が多く再度計画しなければならない。設計段階で詳細な箇所まで計画していただきたい。	
123	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	過年度工事の完成図が、発注図に反映されていないことが多く、どこまで完成しているか調査する事に時間を要する。発注者側も把握していない事もある。実際の現場に合わせた発注図で対応をして貰いたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」を周知徹底します。
124	②発注内容・設計照査	—	①受注者	前年度の他社工事の残件を引継ぎも無く放置されており、問い合わせた所、現工事で処置して欲しいと言われ、対応に苦慮した。弊社としては前年度他社工事の残件との認識であった。	
125	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	設計業務の申し送り事項で、「施工位置には、光ケーブルが埋設されており、構造物施工に伴う床掘時の切土が光ケーブルに底触する可能性があり、切り直しなどの対応が必要となることを留意されたい。」と示されていますが、設計図書には反映されておらず、調査・検討・協議のため着手が遅れることとなった。その辺りの検討をきちんと行ってから発注して頂きたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」を周知徹底します。
126	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	・地元要望や関係機関の要望に対して設計に反映していないため、受注後に計画構造や施工範囲、金額の増減がある。発注前に分かっているのであれば事前に計画変更して発注してもらいたい。着手後に条件が大きく変更となる項目が多い。金額合わせのダミー数量発注が多い ・発注図に寸法の表記がない。(護岸工事)	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
127	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	境界構造物(擁壁や水路)の施工前に地権者と出入口の確認を行っています。しかし、設計時との差異がかなりあり、協議や設計変更にかかる時間が長くなります。出入口の追加や位置の変更になると、L型擁壁の場合は割付から検討しなければならぬため、設計時から時間がかかると、地上げや用途変更によって出入口の要望に変化がでます。なるべく最新情報を加味してほしい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実を努めるよう指導します。」「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するように努めます。」を周知徹底します。
128	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	当初発注が概算すぎる。改良工事については発注図に乗入口が示されているが、位置、幅等地権者と確認がとれていなかったり、舗装修繕工事においては、舗装材料、舗装構成、施工箇所が変更となったりしているため、発注時点である程度しっかりと、設計・発注をしてほしい。	
129	②発注内容・設計照査	香川県	①受注者	とりあえず工事をだしとけや一つ感じて当て馬みたいな感じでとりあえず設計書くん現場にそむえていないような設計であと受注者がこまる工事が多々あるように思われます。当初から完璧に設計照査し工事を発注するのは大変難しいとは思いますが私たち受注者としてみればなるべくもしくは変更がないような工事をしてみたいです。これも書類等の削減ではないでしょうか？	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実を努めるよう指導します。」「当初発注に反映できなかった場合においては、…指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」を周知徹底します。
130	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	舗装修繕工事の場合、当初設計図(位置図、構造図しかない)、数量は概算のため資料の基は受注者側の作成である。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実を努めるよう指導します。」「当初発注に反映できなかった場合においては、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出来るように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」を周知徹底します。
131	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	契約後の修正設計において、3~4ヶ月と長期にわたる場合があります。そのため本体工事にも取掛ることができない為、余分な経費がかかる上、工期延期をせざるを得ない状況にもなります。又、協力会社に対しても大変迷惑をかける状況となります。できれば発注段階で修正設計が完了しているようにして頂きたい。	
132	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	当初契約内容と大きく変わる場合、発注者に見直しを行っていただきたいが、実際は詳細内容を受注者の方が詳しいため、見直し計画を行っている。書類作成の中で、この部分が一番、時間、負担がかかる。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実を努めるよう指導します。」「設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。」を周知徹底します。
133	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	前回事業(多分割工事)の残工事を施工しているのですが、計上数量の照査及び施工場所が複雑になっており整理するのに多大な時間を要する。 (今回は特別なケースであり仕方ない部分もあるがある程度まとめていただきたい。)	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実を努めるよう指導します。」を周知徹底します。 なお、発注者指示の資料は発注者で作成することを指導します。
134	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	基礎地盤が岩盤の設計で、実際の基礎地盤が土砂だったので打合せ簿(通知)で書類を出すと、指示書で構造変更の寸法線のない横断面だけが添付されていた。発注者は、自分の責任にならないように、全員がコンサルが相手をしてくれないと返答してきた。 数量計算書を作れないのか？参考図を添付できないのか？と訊ねても、同じ返答をしてきた。 出来たものを設計でいいですね？と訊ねると、そうしてくださいとの返答だった。これでいいのか？	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実を努めるよう指導します。」を周知徹底します。 ①協議書(ケース1)「指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、少なくとも、概算金額について明示するよう徹底させるとともに、…」を周知徹底します。 なお、指示書は契約変更と同様のものであり、特記仕様書、数量総括表等、必要なものを添付するように周知徹底します。
135	②発注内容・設計照査	—	①受注者	盛土主体の工事であるが、他工事から盛土材の搬入時期の目処がたっていない等、工程に大きく影響が出ているが工期延期はない、一時中止は出せないと言われ工期末の突貫工事が予測される。 品質・出来形・安全面への影響、竣工前の徹夜・休日返上が、工期半ばの現在から懸念される状態である。一時中止指示・工期延期等柔軟な対応はできないものでしょうか。 今秋より新入社員が当現場に配属されるが、このような職場環境が今後も続けばこの業界に嫌気がささないか心配である。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実を努めるよう指導します。」を周知徹底します。 なお、一時中止並びに工期延期については、契約書に基づき適切に対応するように指導します。
136	②発注内容・設計照査	香川県	①受注者	A1側ヤードにクレーンを設置するためのヤード幅が確保されていなかった。A1背面の盛土工事を施工する際に近隣橋梁の架設計画を考慮して行って頂ければ、事業全体としての後戻りが少なくなると思う。これも1と同様に発注時の架設計画の妥当性が担保されていない。 ※1の質問(当初発注案では、A2側からの架設が交通規制を伴うものであったが、発注時には道路協議がなされておらず、発注時の架設計画の妥当性が担保されていなかった。)	②発注内容・設計照査(ケース1)「設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工法を検討することにより、発注後の工事中止が発生しないように努めます。」を周知徹底します。
137	②発注内容・設計照査	—	①受注者	他の工事と近接しすぎている工事がある。現場条件を考慮した発注をお願いしたい。 例えば、奥の業者には、作業用通路でも、手前の業者には作業ヤードとして工事をすれば、奥で作業をする業者は作業が困難になる。現場の出入口も1箇所しかない場合は、入口に近い業者が作業をすると奥の業者は作業ができない。業者間での調整も難しい時がある。	
138	②発注内容・設計照査	—	①受注者	設計内容が現地条件及び施工条件には厳しい内容が多いと思われる。施工性を考慮した設計内容に配慮していただきたい。コンサルタントから出来た物を発注前にもっと確認・チェック等して検討していただきたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工法を検討することにより、発注後の工事中止が発生しないように努めます。」を周知徹底します。 また、設計成果の品質向上に努めます。
139	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	河川協議等、直接工期に関与する事項については、発注前に該当機関との協議を実施しておいていただきたい。また、協議内容について当該現場に則したものとして作成していただきたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工法を検討することにより、発注後の工事中止が発生しないように努めます。」「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するように努めます。」を周知徹底します。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
140	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	発注図面について完成工事の図面が反映されていない。	②発注内容・設計照査(ケース1)「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」を周知徹底します。
141	②発注内容・設計照査	香川県	①受注者	今年度工事においても、過年度工事で施工方法の変更や問題点が発注時に反映されていないため、記載内容の周知徹底をお願いします。	
142	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	発注段階の設計図書(発注図)が、過年度での修正内容に更新されていないため、その都度(発注毎)図面の抹消・追加を行っている状況であり、図面の修正に労力を費やしている。過年度の成果としてでているものなので、発注時に反映していただくと照査等がスムーズに行えます。	
143	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	発注時の図面において、過去の完成図が反映されていないことがある(設計当初の図面そのまま)。特に平面図や横断面図の現地盤線などで、数量(数量計算書)にも直結し、修正しなければならない。	
144	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	前年度工事に変更された箇所が、発注時に反映されていない。	
145	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	◎分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。河川築堤工事など延長の長い区間の整備計画がある工事で、過年度から必要と分かっているのに、新たに発注する工事では設計に入っていない。入っていないので出張所から受注業者に18条に入れるようお願いをしている。なぜ同じ内容を毎回18条であげ続けられないといけないのか。【毎年アンケートに書いているが改善されていない】	②発注内容・設計照査(ケース1)「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」を周知徹底します。 なお、発注者指示の資料は発注者で作成することを指導します。
146	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	特に、残土処理(置き場所や流用について)において、事業全体を通しての工事計画が不十分と感じます。年度毎に同様の問題が発生し、協議処理や関係機関との調整に労力を割かれているように思います。	②発注内容・設計照査(ケース1)「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するように努めます。」を周知徹底します。
147	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	特記仕様書記載の搬出箇所へ予定数量を搬出できないことが多い。残土受入側の事情等により対応困難となることは業者としても理解できるが、それらを補う計画変更(受入場の確保や計画の見直し)に多大な労力を費やすことから数量調整のできる仮置場の確保・整備等も事業として検討して頂きたい。	
148	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	電柱、電線等工事の支障になる物が着手時に撤去、移設出来ていないことがあり、それらにかかわる資料作成を要求される。又、設計成果等から捜し出し確認することによって労力がかかっている。	
149	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	支障物件の移転等が未解決で発注される為、大幅な変更・工期の延期、打切り等、大きな労力が必要となっているので解決後の発注としてほしい。	
150	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	工事発注時時点における道路管理者・警察協議がされていない(工事契約後、一から協議すると協議結果によっては工法が大きく変更となり手戻りが発生する。)	
151	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	当初発注の内容が、他工事との関連、地元説明の不備、支障物件の移転等により大幅な変更問なる場合があるので、解決して発注していただきたい。	
152	②発注内容・設計照査	—	①受注者	地元、関係機関協議がまるで整わないまま発注されていると思われる工事がありません。	
153	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	支障移転(電柱・架空線・水道・他機関の占用道路等、、、)及び仮設(迂回路等)計画については、発注前に関係機関との計画協議を整えてもらいたい。	
154	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	農地や河川協議等事前に調整せずに発注された場合、工事が一時中止になることがあるので、その辺の事前調整や状況を考慮した上で発注していただきたい。	
155	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	工事に必要な関係機関協議を公告時には終了していただければと思います。	
156	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	残土場が無く、土地の買収が出来てないのに、発注されているが、そこは入札～契約の間に何とか解決してもらいたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するように努めます。」、「当初発注に反映できなかった場合においては、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、…事前準備等に努めることを周知徹底します。」を周知徹底します。
157	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	設計成果(コンサル提出)の中にも関係機関や地元との協議事項として記載があるにも関わらず、受注業者が決定してから、そのための資料の作成を受注者に依頼し、協議を始めるので工事の取り掛かりが遅れる。対応としては、そのほとんどが一部部分中止をお願いされるため、実際の出来高に沿わない。	
158	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	工事受注後に数千万円の追加工事の指示をすと言われましたが、追加が事前にわかっているのであれば、特記仕様書に追加工事がある旨の記載をお願いしたい。受注者側も受注計画を立てながら入札しているため、後の人員配置計画や受注計画に大いに影響してきます。	②発注内容・設計照査(ケース1)「あらかじめ変更が想定される工事は、条件明示をします。」を周知徹底します。 なお、追加工事については、契約書に記載されているとおり、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて履行するものであり、強要しないように指導します。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
159	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	発注工事の特記に追加指示内容が明記されている工事において、指示時期が明確でないものがあります。指示時期が遅くなると工期に影響を及ぼしますので、明確に記載していただきたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)の修正を行います。 ②あらかじめ変更(追加)が想定される工事は、具体的な実施内容、追加予定日など、できるだけ詳細な条件明示を行います。
160	②発注内容・設計照査	—	①受注者	総括打ち合わせの時に工種が大幅に変更になると言われたことがある。施工計画書も無駄になるので、変更になることが分かれば、早目に指示等してもらいたい。	
161	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	設計測量成果資料がまとまっておらず、年度・業務別の多量の資料の中から当該工事に必要な資料を探さなければならず、多大な労力がかかっているうえ、変更を見逃すと重大なミスになる可能性がある。そのため、今後は全体成果と抜粋成果(今回施工箇所)の両方を当初契約時に資料として提供してもらいたい。	②発注内容・設計照査(ケース2)「…なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理するように指導します。」を周知徹底します。
162	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	多年度にわたる設計業務からの必要資料確認にかなりの時間、労力がかかり、該当する範囲で資料を頂きたい。	
163	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	設計図書には、18条の照査に必要な測量成果(基準点・水準点・路線データ)がなく、発注図面の照査ができない。発注者側に要求しても対応が遅れ、総括打合せまでに間に合わなく、その後の照査となり工事の施工着手が遅れるケースがたまた多い。発注図面の中に参考図として、基準点網図(座標)、路線の線形図(座標、線形要素)を添付してもらいたい。また、水準点に関しても設計図書の参考資料として記載してもらいたい。	②発注内容・設計照査(ケース2)「…なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理するように指導します。」を周知徹底します。 あわせて、必要な資料は、契約後速やかに貸与できるように周知徹底します。
164	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	受注者に契約後、提供資料の準備を速やかに、ご提示いただきたい。 発注図面のキャドデータP21 既設の完成図書	
165	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	設計照査を行うにあたり、設計成果、用地丈量図、線形計算書等の提示(受領)を求めると、管轄部署が違うのか、時間がかかり、照査が進まないことがある。	
166	②発注内容・設計照査	—	①受注者	設計成果で、測量に必要な基準点・水準点・その他の杭等の資料を頂きますが、座標値はあっても肝心の杭の位置や現物(設置時の写真)がないため、管理用道路などの延長が長い場合には探すにしても時間が要します。また、その杭等も設置から時間が断つてしまっていた朽ち落ちて分からなくなっている場合もあります。発注前には一度成果内容や現地確認等もしていただきたい。	②発注内容・設計照査(ケース2)「…なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理するように指導します。」を周知徹底します。 あわせて、必要な資料は、契約後速やかに貸与できるように周知徹底します。 なお、その資料により、共通仕様書(工事測量)に基づき測量を実施し、設計図書と差異を生じた場合は測量結果を速やかに提出し指示を受けてください。
167	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	発注図の現況地盤が違っていたので、土留め方法が根本から違ってしまい、色々な検討を行なわなければならない、手間と時間が掛かりました。違った設計を行った設計コンサルに責任を持って検討して欲しかった。また、図面、数量計算書の誤りが多く、発注段階で複数コンサルの重複箇所での設計調整がなされていなく受注後に調整することとなりました。発注前に調整をお願いします。	②発注内容・設計照査(ケース2)「設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。」を周知徹底します。 また、設計成果の品質向上に努めます。
168	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	発注図面の照査の際、指針の改定等により変更を行う場合がある(修正設計も無し)。もちろんコンサルに修正依頼を行うが、そのまま施工している時もあると思う。発注段階で確認し修正(コンサルに確認)して頂きたい。	②発注内容・設計照査(ケース2)「工事発注においては、事前に設計成果の確認を十分に行うとともに、…」を周知徹底します。 また、設計成果の品質向上に努めます。
169	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	設計照査を行うにあたり、設計成果を受領しても、その中から該当する部分を見つけたのに時間を要する。	②発注内容・設計照査(ケース2)「…のは発注者にて行う作業となります。なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理するように指導します。」を周知徹底します。
170	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	設計成果の資料を見つける時間が大変。又その成果が本当に最新か不安が残って施工をする場合がある。何か良い方法はないのでしょうか？	②発注内容・設計照査(ケース2)「…のは発注者にて行う作業となります。なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理するように指導します。」「工事の発注においては、事前に設計成果の確認を十分に行うとともに、照査の範囲を超える場合は、受注者に設計根拠の確認を行わせないようにします。」を周知徹底します。
171	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	近年はスポットで修正設計をしていることが多く、確認しなければならない設計成果が多い。該当する成果を探すだけでも膨大な時間を要する上に、同じ箇所を何回も修正設計する事もあるので、携わっていない者が分かるはずがない。発注する時に設計成果の確認がされているはずなので、現場としては発注図書の中で照査するだけで良いのではないかと。	
172	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	文面の中に、「数年度に渡る成果資料の中から根拠を見つけるのは発注者側の仕事であり、各事務所においてとりまとめて整理するよう指導します。」とあります。ですが、現状は設計成果のデータを発注担当課からそのまま渡され、まったく分からない状況です。ただ、成果資料を探す作業を行う者が受注者から発注者へ変わっただけで、「効率化」という観点では、根本的な解決に至っておりません。発注資料作成時に使用した資料を記述した統一様式等を作成し、発注担当課→現場担当者へ引き継ぎをおこなって頂けないでしょうか？	②発注内容・設計照査(ケース2)「…のは発注者にて行う作業となります。なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理するように指導します。」を周知徹底します。 なお、実施方法は、発注担当課と事前に調整して下さい。
173	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	・設計図書の概要のメモが欲しい。(積算メモ等) ・設計に使用した成果がわかる一覧表。又、成果への問い合わせ先。 *理由:効率よく、スピーディーに設計内容を把握・確認し、受注者への対応をよくするため。	②発注内容・設計照査(ケース2)「…のは発注者にて行う作業となります。なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理するように指導します。」を周知徹底します。 なお、実施方法は、発注担当課と事前に調整して下さい。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
174	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	概算発注での発注時の対応で、指針には総括指示や指示を徹底するとなっておりますが、まだ別途協議してくださいとの回答が多くあります。専門業者の目で提案し、指示資料のお手伝いはするのですが、協議となると係る時間が増えてしまいます。	②発注内容・設計照査(ケース3)を周知徹底します。
175	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	特記仕様書に概算発注について記載があり、指示について令和〇年〇月〇旬を予定していると記載されているが、大幅に指示図面が遅れる工事事例があります。指示図面が来て設計照査、打合せ等に時間も費やし工事開始が大きく遅れる事があります。契約後早期図面指示が遅れることが分かっているのであれば一部中止または部分中止等対応をしてもらいたい。	
176	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	概算発注方式により特記仕様書に概算発注と記載され、設計図書の内容については追加指示されるのが当たり前になってきているが当初契約内容と追加指示される内容があまりにもかけ離れている。追加指示された内容(図面や数量計算書等)は業者に指示される前に照査されているのか疑うレベルで、しかも契約から指示される期間が長い。	
177	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	・契約図面が標準図発注される場合が多々あり施工開始に設計照査に時間がかかり施工開始までの期間を費やす。	
178	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	・発注図が標準断面のみのため、設計照査に時間を要し、新工種も多く、図面が確定しないため施工ができない。	
179	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	概算発注について 災害復旧工事では無い概算発注工事を受注後、詳細設計の指示までに時間が掛かり過ぎていて、当初見込まれている準備期間内に十分な準備をすることができない。また、契約内容が大幅に変わったり、施工中に設計の方針が徐々に定まってくる場合があり、工程の見通しを立てられず不安である。	
180	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	概算発注の場合、概算数量しかわからないので現場の細かい照査ができない。また、構造物等の数量がわからないので予算や工程の作成、下請の選定や契約がしにくい。もっと早く設計図書の指示をするようにしてほしい。	
181	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	概算発注工事で変更が出る場合、図面、関係書類等をすみやかに提供してもらいたい。	
182	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	概算発注で工事を発注された場合、受注者はどうすればよいのか。発注者で指示を作成となっているが、工事内容をがらりと換えられたら、計画検討・協力業者の選定等が変わり、時間の浪費となる。	
183	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	概算発注について、改良工事などは未だに概算発注が見受けられるので概算発注は止めて頂きたい。	
184	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	概算発注は、緊急を要する事由(災害復旧等)での発注として頂きたい。	
185	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	概算発注となっていて、設計完了とほぼ同時に変更となった場合は内容照査が詳細にできません。そのまま変更に戻すと計算書がおかしいとか図面に不備があるから修正するようお願いしたことがありました。	②発注内容・設計照査(ケース3)を周知徹底します。 また、設計成果の品質向上に努めます。
186	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	概算(数量)発注物件と理解していたが、施工箇所が約700m移動し発注公告とまるつきり別件工事となるのは、非常におかしと思う。	②発注内容・設計照査(ケース3)を周知徹底します。 なお、別件工事となるような発注はしないように徹底します。
187	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	概算発注について、「原則行わない事を徹底します」と回答していますが、全く徹底できていません。多少の概算であれば問題ありませんが、当初図面が無くなるほどの概算発注はやめていただきたい。図面作成や概算工事費の算出、変更資料作成において、現場での対応の範疇を超えます。	②発注内容・設計照査(ケース3)を周知徹底します。 なお、概算発注の指示資料の作成は、発注担当課が基本となります。
188	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	当初特記仕様書に記載されていた内容が、総括打合せでダメーであると言われた。それが工事の内容や着手に大きく影響があり、その代替案は現場で検討しなければならず、受注者からも催促され非常に困った。発注に時間が無いのであれば、契約までの時間で検討するか、事前に情報が欲しい。 総括打合せまで時間を掛けて照査や検討をしても無駄になる。	②発注内容・設計照査(ケース3)「やむを得ず、概算発注となる場合は、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、…事前準備等に努める」を周知徹底します。
189	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	排水装置工が概略発注で直工費の〇%計上となっているが、実態と乖離している。変更時の減額項目であるのにも関わらず、減額変更が無理との理由で仮設(交通誘導警備員等)が追加されるのはおかしいのは。発注時に詳細計上を行うか減額変更も認めて欲しい。	橋梁上部工事は、積算の簡素化のために実施しているものであり、ご理解願いたい。 なお、減額変更を否定しているものではない。
190	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	今回、設計図書に関し、図面・数量の不正確が多く、受注業者の照査以前の問題では？	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。
191	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	18条の照査について、発注者の設計変更が頻繁にあるため(頂いた図面で仕事できたことがほぼありません。)照査の意味がありません。また照査内容についても設計に関わる内容は施工管理者である受注者では分かりかねます。発注者が工事を発注する前に、確実なチェック・受取りをした設計図書を、工事の方に渡して頂きたいです。	あわせて、②発注内容・設計照査(ケース2)「設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。」を周知徹底します。
192	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	着手時に現地調査を行ったが、他工事との兼合いで掘削等施工上難しく、構造物の延長が指示図面の通りに施工できなくなり、追加指示で変更となることがあった。設計図面と現地とのすりあわせしてほしい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工法を検討することにより、発注後の工事中止が発生しないように努めます。」を周知徹底します。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
193	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	複数年度業務又は長大な範囲の業務の分割発注時等は特に、工事内容の整合性や現場の実情にあっていないケースが見受けられます。発注時の内容照査が諸事情により困難な場合及び発注後の迅速な指示ができない時には、受注者の18条照査や、現場踏査における調査等、準備日数増及び必要な経費の計上対応(特記仕様書への当該内容における協議対応可の記載)をして下さるとも助かります。また、発注内容のどこに現場との乖離がある旨の情報共有があると迅速な照査が可能となります。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。 あわせて、②発注内容・設計照査(ケース2)「設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。」「工事発注においては、事前に設計成果の確認を十分に行うとともに、…」を周知徹底します。 ※照査範囲を超えるものは、全て変更契約で対応する。
194	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	設計照査の範囲が曖昧です。責任施工などと言われ、結局受注者の責任にされる場合がほとんどです。発注者がコンサルから受け取った図面、成果の照査記録でも見せてほしいです。受注者側も確認しやすいですし、受注者だけの責任じゃないという根拠にもなりますし。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。 ②発注内容・設計照査(ケース2)「…なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理するように指導します。」を周知徹底します。 なお、照査の範囲については、「設計図書の照査ガイドライン」を参考にしつつ、監督職員と調整して下さい。
195	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	発注内容に関する資料の貸与を受けても、資料が古く現場と一致しないため、設計照査に加えて資料の修正となり二重に手間がかかる。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。 ②発注内容・設計照査(ケース2)「設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。」を周知徹底します。
196	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	複数にまたがる設計成果で発注されている場合、内容に整合性のとれていない図面や数量が存在するので、発注段階でその辺を精査して発注していただきたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。 あわせて、②発注内容・設計照査(ケース2)「工事発注においては、事前に設計成果の確認を十分に行うとともに、…」を周知徹底します。
197	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	発注図面の平面図に関して、ほとんどの平面図がXY座標の関連性がなく、今まで業者が基準点の照査後、修正している。また、CAD基準案では、主構造物外側線は赤線で(線0.25mm)描くが、発注図面では線を太くしているだけで縮尺の大きい図面になると、現況地物線と主構造物外側線とが重なり照査がしにくく、色分けでもしてもらいたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。 ①完成図書(ケース2)「契約図面(指示図面含む)については、チェックシートを用いた確認等により、CAD製図基準に沿うように指導します。」を周知徹底します。
198	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	発注図面の内容について、構造的や現地との不具合が多く見受けられる。コンサル成果をそのまま発注しているように思われる。発注前に事務所でもっと成果内容の照査や現地確認を行っていただきたい。	②発注内容・設計照査(ケース2)「工事発注においては、事前に設計成果の確認を十分に行うとともに、…」を周知徹底します。 あわせて、②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工法を検討することにより、発注後の工事中止が発生しないように努めます。」を周知徹底します。
199	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	設計構造計算に不備があり、現場で工事中が一時ストップした案件があったが、発注担当課(資料作成技術員)からは、コンサルが対策を検討してくれない、事務所では現場状況が解らないなどを理由に対策案(工法比較や経済比較も含め)などを受注者へ協議発議をするよう求めてきたり、出張所へ対策の検討を求めてくる。出張所も受注者と相談しながら、検討を進めるが本来、設計に不備があった場合は発注者担当課が先行して対策案を検討する姿勢が必要なのでは。	②発注内容・設計照査(ケース1)「設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工方法を検討することにより、発注後の工事中止が発生しないように努めます。」を周知徹底します。 ②発注内容・設計照査(ケース2)「工事の発注においては、事前に設計成果の確認を十分に行うとともに、照査の範囲を超える場合は、受注者に設計根拠の確認を行わせないようにします。」を周知徹底します。 なお、発注図面の不適合による修正や追加指示図面等の事務所発議のものは、発注担当課が基本となります。(ケースバイケースのところもあり、監督職員と調整して下さい。)
200	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	受注時に施工予定されていた工区が施工済みであったり、本来使用する資材が違っていたり、協議などを強いられる。また舗装修繕工事において、舗装版打換え箇所の確認を特記仕様書では監督職員の指示により施工することとなっているが、結局は受注者が現地調査を行い、成果を作成し、協議して施工している。発注前には調査が行われ、速やかに施工できる様に改善してほしい。未だに概算発注です。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。 あわせて、②発注内容・設計照査(ケース3)を周知徹底します。
201	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	【ケース3】の対応について 概算発注では、工事の内容が大きく変わること、当初想定していた粗利益が確保できないことがある。土砂等運搬の数量が万m ³ で計上されている場合は、運搬距離が少なくなったり、すべてなくなることで上記の事象が発生する場合がある。対応欄に記載されている内容を周知徹底して頂きたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「あらかじめ変更が想定される工事は、条件明示をします。」を周知徹底します。 あわせて、②発注内容・設計照査(ケース3)を周知徹底します。
202	②発注内容・設計照査	—	①受注者	発注時から残土場が無く、土の持っていき先をなかなか決めてもらえない。数年たっても残土場を構えることができていない事もあります。発注時に受入出来ないことが分かっている距離が遠い場所を設計して、変更時には近場の受入先の場合、運搬距離及び運搬土量によっては変更金額が大幅減(数百万単位の減)になってしまいますので、とりあえずの発注は考慮していただきたいです。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
203	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	概算発注で施工する工種、数量等の検討について契約してから大幅な減額要素が多々ある場合、指示による追加が多くなり原価管理の負担及び施工計画書、工程管理等の作成量も増大することとなります。減額要素が既に隣接工事で発生している場合は、入札前の積算段階で見直しを早めに行うことは可能でしょうか。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」を周知徹底します。あわせて、②発注内容・設計照査(ケース3)を周知徹底します。
204	②発注内容・設計照査	—	①受注者	発注者から追加工事の依頼を受けて設計照査を行ったが、特記仕様書と図面、内訳書に記載されていることが一致していなかったり、記載漏れがあった。修正設計を行うことになり、修正した設計書をいただいたがどこが変わったのか分からず、また最初から確認するしかなく時間を要した。前年度工事でも構造変更による床板鉄筋の変更指示図面をいただいたが、変更部分が赤丸で範囲指定だけされており、どの鉄筋が変わっているのか明確に分からず、最初から鉄筋数量の拾い直しをした。確認に時間がかかるのと、間違いの元になりますので、変更となった部分分かるように別途で対比できる資料をいただきたいです。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。なお、指示図面についても、協議と同様に①協議書(ケース3)「設計図との対比図は、契約図面(指示図面を含む)を基に、変更設計図を意識して作成するものとする。」を周知徹底します。また、指示書は契約変更と同様のものであり、特記仕様書、数量総括表等、必要なものを添付するように周知徹底します。
205	②発注内容・設計照査	—	①受注者	既設物の更新に伴う工事では、現状を把握し、最新の規格で設計図面の作成をお願いします。工事期間中に規格の変更があり最新の規格を採用する場合には、発注者側で再設計していただきたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。①協議書(ケース1)「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します。」を周知徹底します。
206	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	*継続した事業の発注工事は、前期工事の完成図が設計図面に反映されていないことが多く、総括時の18条に基づく通知確認で「指示する」となりますが、工種が多い現場では下請数も多くなると、下請業者との契約前の見積数量や施工時期の打合せもできません。総括後の早期着手、詳細な工程計画や施工計画を立案するため、受注者が設計図面を修正して数量算出作業を行っているのが実状です。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。①協議書(ケース1)「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します」を周知徹底します。なお、指示書は契約変更と同様のものであり、特記仕様書、数量総括表等、必要なものを添付するように周知徹底します。
207	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	当初発注図面の相違が多いため、設計照査に時間がかかる。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。あわせて、①協議書(ケース3)「設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。」を周知徹底します。
208	②発注内容・設計照査	—	①受注者	追加工事・指示工事等において、設計図書の作成は協議資料と称して受注者に投げず発注者の責により行ってほしい。また、十数年前の図面による図上設計でなく現地調査を行い現状で施工可能な設計図書として頂きたい。設計照査後の設計図書の変更についても発注者の責により行ってほしい。	②発注内容・設計照査(ケース1~ケース3)を周知徹底します。また、①協議書(ケース1)「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します。」を周知徹底します。
209	②発注内容・設計照査	—	①受注者	追加変更が予算残により決定される場合が多く、外注工事業者への工事量も変わってきます。工事業者の予定(作業員確保等)も困難になるので、早めのご判断をお願いしたい。	指示が迅速に対応できるように指導します。
210	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	現場発生品になる物と産業廃棄物になる物を設計時から区分して頂ければ、撤去品をいつまでも置いておく必要がなくなり、撤去後即産廃ボックスへ捨てて、仮置き等の必要がなくなり効率的です。	打合せ等により指示してもらうように調整して下さい。
211	②発注内容・設計照査	香川県	①受注者	現在、総括打ち合わせの中で発注者、受注者の関係者が集まって通知確認を行っていますが、1の意見と同様に適宜、遠隔臨場のシステムなどの動画、音声を利用することで業務の効率化が図られるのではないかと考えます。ただし、契約書第18条に当たる事項に関する通知確認は特別な理由がない限り、受注者側に契約後1ヶ月以内の通知義務を課すことで工事進捗のスピードアップにつながると考えます。 ※1の意見の内容抜粋 「指示、協議書を作成当たって、現在は発注者、受注者のどちらかの起案作成がされていますが遠隔臨場のシステムで動画を記録する機能を利用し、発注者、受注者が同時に指示協議に関する事項を共有することで、書面としてのやりとりは最終的なものとし、現場の処理がスピードアップされるのではないかと思います。書面以外に映像、音声も指示協議の根拠として有効かと考えます。」	総括打合せの手段としてWEB会議等により実施することは可能です。また、遠隔臨場については、通信環境が確保される場合は、原則全ての工事で試行しており、その映像、音声を有効に活用して効率的に実施することも可能です。ただし、通知については、事象の発生の都度、契約書に基づき実施しているものであり、期限を定めることは考えていない。
212	②発注内容・設計照査	愛媛県	③支援業務者	No129:【意見】「発注担当課の事情を聴き改善策・打開策を講じて欲しい」 ↓ 【回答】「工事関係書類等の適正化指針の遵守をお願いします」 意見に対する回答になっていないと思われます。	事務所の体制の問題はあるが、発注者として以下の内容も含め、工事関係書類等の適正化指針の遵守をしっかりとやっていくという主旨です。 ②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。
213	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	発注時に事務所から渡される数量計算書が、積算基準に準じていないものも多く照査に苦慮している。また、当初から変更となっていない箇所についても積算基準に合わせ担当技術者の方で修正している。数量計算書は契約図書に含まれていないが、変更時には重要な図書になるため、当初数量計算書の充実にお願いしたい。	業務、工事ともに、土木工事数量算出要領(案)によることを仕様書に明記しており、その徹底を図ります。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
214	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	ICT施工を行うための3Dデータ等は発注者から提供いただけるようになればいいと思います。データ作成にかなりの時間を要しています。	段階的に3Dデータの適用拡大に努めているところであり、今後詳細設計でデータ作成していくことになっており、ご理解願います。
215	②発注内容・設計照査	—	①受注者	熱中症対策に資する間接費の設計変更について工期が10月～3月の現場でも特記仕様書に記載がありますが、事前協議の手間がかかるので冬季の場合は削除していただけないでしょうか。	記載があった場合でも、必要がなければ協議の必要はありません。
216	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	修正設計の遅れや現場条件の変更で着手できないので、部分中止をお願いしても取り合ってくれない事が多い。確実な対応の掲載をお願いしたい。(工事の一時中止協議書等があればいいのでは?)	契約書第20条に基づき、適正に実施するように指導します。
217	②発注内容・設計照査	—	①受注者	承諾図書に対する質問事項が多すぎて、その対応の為、設計業務が滞り現場施工図が間に合わず、現場施工に支障が出た。	「承諾図書の承諾とは、発注者若しくは監督職員と受注者が書面により、着工後の大きな手戻りによる双方の損害を回避するため、土木施設との関連、管理者の観点等からの照査の目的で行う確認行為である。」と機械工事共通仕様書に記載されており、必要以上の質問等がなされないよう職員に徹底します。
218	②発注内容・設計照査	—	①受注者	指示変更が多いので実施工程表が細かくなり見にくくなる。できましたら、指示変更及び工期延長等のある程度纏めて指示を頂きたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「当初発注に反映できなかった場合においては、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」を周知徹底します。
219	②発注内容・設計照査	—	①受注者	機器製作の仕様書「道路トンネル非常用設備 機器仕様書 令和2年3月 国土交通省」について「制御装置・副制御装置の蓄電池がMSE鉛蓄電池を当初見込んで製作前に協議を行い製作するものとし、必要に応じ認められる場合は、変更契約できるものとする。」となっていました(数年前から)、機器メーカーでは、リチウムイオン蓄電池を標準で採用し、機器寸法等も小型化されています。現状に合った機器の発注をお願いします。無駄な協議等をしないため。	ご意見に記載の機器統一仕様書は、令和3年3月に停電保障用の電池について「リチウムイオン又はMSE(特記仕様で指定)」と改訂されており、今後は現場条件等を考慮して発注することとなっています。
220	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	受注者による一括的な関係機関との調整や、資料作成をしなければならないケースが依然あります。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「事業に関することは発注者、工事施工方法等に関することは受注者と役割分担を徹底します。」「発注時に分かっているものについては、関係機関等との事前協議の実施や特記仕様書への条件明示を行うことを周知徹底します。」を周知徹底します。
221	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	対外的打合せは、発注者、支援業務も参加して、発注者で資料作成をしてもらいたい。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「事業に関することは発注者、工事施工方法等に関することは受注者と役割分担を徹底します。」を周知徹底します。
222	③地元、関係機関協議・支障物件	—	①受注者	地元苦情処理時地権者との連絡窓口を受注者が行っているのは、立場上間違っているのではないのでしょうか	
223	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	地元協議、関係機関協議のほとんどは受注者側で行っている。	
224	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	③支援業務者	特記に関係機関協議を追加し、工事で必要な関係機関の明記及び協議状況を記載するようにしてほしい。例えば、橋梁の塗装・補修工事であれば占有者(NTT、四国電力等)や河川管理者(国・県)、漁業組合名等。工事受注後に受注者が確認を行うときに、国から工事の連絡を受けていない、まずは国が説明に来てからと言われ工事に直ちに着手できない場合もある。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「事業に関することは発注者、工事施工方法等に関することは受注者と役割分担を徹底します。」「発注時に分かっているものについては、関係機関等との事前協議の実施や特記仕様書への条件明示を行うことを周知徹底します。」「協議記録など重要な情報については、受注者との共有に努めることを周知徹底します。」を周知徹底します。
225	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	用地について、現地状況にもよりますが構造物の掘削影響を含めた用地交渉(立木補償含む)はできないでしょうか。借地や踏み荒し料の軽減にしたいと思います。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「工事のための借地交渉について指定仮設は発注者が、任意仮設はあくまで任意によるものなので、受注者で作成をお願いします。」としているが、「ただし、比較的規模が大きく、明らかに影響のあるものは、可能な限り指定仮設として発注者で対応することを周知徹底します。」を追加します。
226	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	工事のための借地交渉は、「指定仮設は発注者、任意仮設は受注者で」とあるが、任意仮設でも借地対象となる土地の必要性が明白である場合は発注前に交渉まで済ましてほしい。	
227	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	工事の借地等の交渉について、受注者で行うように特記に記載されています。今回は数十件の地権者、小作人を相手に調査・交渉をし、4ヶ月間の長期にわたりかなりの手間がかかりました。出来れば発注者側で対応してもらいたい。せめて発注時点で地権者の情報は入手してほしい。	
228	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	借地交渉について…指定仮設に該当すると思われる借地箇所の借地交渉を受注者が行っているケースが多々あります。発注者の責で交渉して頂きたい。受注者が他工事も含めた工事全体の説明及び事業の説明を地権者に行うのは異なるように思います。	
229	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	特記仕様書 第〇〇条 で土地の賃貸借において、「当事者間により土地賃貸借契約を締結し、監督職員に提出するものとする。」となっていますが、実際は土地の賃貸借のみならず、立木や耕作物の補償交渉および契約まで受注者が行ったため、かなりの時間と労力が掛かりました。出来ることなら発注側で、ある程度の借地および耕作物等の補償交渉を行ってから、発注して頂きたい。	
230	③地元、関係機関協議・支障物件	—	①受注者	受注時、工事施工範囲内に未処理用地・借地未了用地がある場合の道路管理者等との協議および所有者との協議・借地は、発注者側でしてほしい。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
231	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	工事を行うことを関係機関に伝わってなく協議がやりにくかった。事前協議をお願いします。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「発注時に分かっているものについては、関係機関等との事前協議の実施や特記仕様書への条件明示を行うことを周知徹底します。」を周知徹底します。
232	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	①受注者	当初発注案では、A2側からの架設が交通規制を伴うものであったが、発注時には道路協議がなされておらず、発注時の架設計画の妥当性が担保されていなかった。	
233	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	入札の参考にするため、入札公告時、工事に必要な用地外の借地について、発注時の仮設計画及び施工手順をもとに、それらに関する借地手続き(発注者による)ができていないか、または、測点〇〇付近の借地はできない等、参考図や特記仕様書等に記載はできないでしょうか。以前から意見はしていますが再度お願いします。	
234	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	・関係機関との事前協議がされておらず、指示までに時間を要する。 各関係機関との協議完了時期がずれるので、図面が二転三転する。	
235	③地元、関係機関協議・支障物件	—	①受注者	追加工事・指示工事等についてある程度調査・調整を行い着手の見込みがついてからの発注として頂きたい。 また、現地調査・測量・届け出・資料作成等の実施後に施工が中止された場合、その費用は変更の対象として頂きたい。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「発注時に分かっているものについては、関係機関等との事前協議の実施や特記仕様書への条件明示を行うことを周知徹底します。」を周知徹底します。 なお、必要な費用は変更対象となります。(指示等により明確にしておいて下さい。)
236	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	関係機関及び地元関係者との事前協議・調整を発注者にて実施し、情報提供して頂きたい。 (受注者主導で行うと、スムーズに進まない場合がある)	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「発注時に分かっているものについては、関係機関等との事前協議の実施や特記仕様書への条件明示を行うことを周知徹底します。」、「協議記録など重要な情報については、受注者との共有に努めることを周知徹底します。」を周知徹底します。
237	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	埋設物確認は重要であることは理解しているが、受注者が確認に伺うと一から説明を各管理者と行っている。事前協議をしているなら、各関係機関とスムーズにやり取りできるように事前に協議や窓口を設けてもらえれば、資料作成及び確認時間が削減できると思います。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「発注時に分かっているものについては、関係機関等との事前協議の実施や特記仕様書への条件明示を行うことを周知徹底します。」を周知徹底します。 なお、工期延期が必要な場合は、契約書に基づき適正に対応するように指導します。
238	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	上下水道等の各自治体により撤去・新設予定のものについて、移設時期や移設経路等の詳細な情報は、発注情報のため受注者には知らせてくれない。埋設物は、事前準備にかかわってくるため、施工計画や工程管理に遅れが生じる。発注段階から支障となる公共の物件については、事前に打合せして、受注者に情報を水平展開していただきたい。	
239	③地元、関係機関協議・支障物件	—	①受注者	工事エリアの建屋等は撤去されているが地下関係(水道管・下水管等)は撤去されていない。浄化槽撤去や水道撤去するには、市への撤去手続きが必要で、長いものになれば着手までに1ヶ月程度掛ることがある。本工事で撤去するのは問題ないが、特記仕様書、入札条件等に記載もなく、撤去を行わないと施工エリアに進入できない場合は、その施工に必要な期間は工期延期するべきではないか。	
240	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	ある工事で複数年かけて施工している工事にて、地元の方との約束事を、議事録にまとめたのに、担当者の転勤などで、渡してくれない時があり、地元の方から一方的に苦情に近いことを言われた時がありました。事前に地元対策の資料をいただきたかった。	
241	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	工事受注後、地権者や関係官公庁との打合せ事項や要望などを受注者に情報を提供(通知)して頂けないでしょうか。事前に内容を確認することにより打合せ回数・時間を減らすことができる。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「協議記録など重要な情報については、受注者との共有に努めることを周知徹底します。」を周知徹底します。
242	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	継続工事や地元説明会での要望または注意事項は発注者側でまとめてから、正確に受注者へ伝えてほしい。工事着手時に説明会ではこう言っていたなどのクレームが発生し、工事への影響がある。	
243	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	協議記録など重要な情報については、受注者との共有に努めるとあるが、発注者が行った地元との協議記録や情報をなかなか提示してくれない。 本来なら契約前に地元説明や承諾を得ておかないといけないう事案を仕方なく受注者が行った場合は、議事録の提出を協議時に求められる。	
244	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	契約時での特記仕様書には用地及び借地取得済みと記載していても借地契約ができていないので、工事の一時中止を要望しても応じてくれない。 また、発注者側での借地協議時で地権者からの借地条件や要望を受注業者が行うように地権者に伝えているのに契約後に受注者への説明がない。 借地条件等が少しでもある場合は、特記仕様書に記載するべきでは。	
245	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	地下埋設物確認書ですが、施工場所が山間部で農道と民家が数軒しかない箇所地下埋設物(上下水道、電力、NTT)が埋設されていないことが明らかに分かる場合は、占有物件管理者への確認を省略させて頂きたい。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「地下埋設物・架空線確認において、明らかに調査が不要と思われる関係機関への確認の有無については、事前に監督職員と協議し、確認を省略することができる。」を周知徹底します。
246	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	地下埋設物・架空線確認について前年度工事で行われており、現状何も変わっていないのだから不要ではと思ったが、新しい工事だからと再度確認するよう言われました。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「協議記録など重要な情報については、受注者との共有に努めることを周知徹底します。」を周知徹底します。 なお、一時中止については、契約書第20条に基づき、適正に実施するように指導します。
247	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	地下埋設物・架空線確認において、明らかに調査が不要と思われる関係機関への確認の有無については、事前に監督職員と協議し、確認を省略することができるとなっているが、河川区域内であっても河道の真ん中での工事でない限り、念の為に全て確認して下さいと言われたので、以前と変わっていないと思います。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
248	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	埋設物確認書は基本設計業務委託者(コンサル会社)が設計時に行うべきでは。調査・確認に時間がかかる。明らかに埋設物(ガス、下水道等)が無い場合は省略してほしい。	「発注時において、明確なものは特記仕様書に明記するようにします。 ただし、共通仕様書に、地下埋設物、架空線等上空施設の調査が記載されていることもあり、従来どおり確認をお願いします。」を追加します。
249	③地元、関係機関協議・支障物件	—	①受注者	地下埋設物・架空線確認において、調査・設計段階で把握できているはずなので新たに受注業者が調査する必要があるのでしょうか。特に現道等の工事においては添加物件として把握されていると思うので発注者側からの指示で確認書をお願いしたい。	また、③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「地下埋設物・架空線確認において、明らかに調査が不要と思われる関係機関への確認の有無については、事前に監督職員と協議し、確認を省略することができる。」を周知徹底します。
250	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	地下埋設物確認において、明らかに調査が不要と思われる関係機関への確認の有無については、事前に監督職員と協議し、確認を省略することができますが、逆に占用物件等地下埋設物を管理・把握している発注者側から調査必要箇所を指示して欲しいです。受注者側から協議するには根拠が必要で、指示書工事の場合、その都度地下埋設物確認を行っており、多大な労力がかかっています。	
251	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	地下埋設物・架空線が、発注時点でわかるのであれば発注図等で記載していれば対応が早くなるのでは	
252	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	地下埋設物・支障物件において、調査・設計段階で把握できていると思うので、新たに受注者が調査する必要があるのか。また、調査は発注者側にて行って、その調査結果を受注者に指示(提示)してもらいたい。	
253	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	架空線、埋設物の有無は発注者側で確認できないか。立会が必要な場合は特記等に明記するなど。	
254	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	支障物件確認について、工事の着手後すぐに地下埋設物・架空線確認を行っても工事の工程に非常に干渉する場合があります。できれば、発注前段階にて確認対応ができれば工程に影響が出なく着手～施工がスムーズに行えるのではないのでしょうか。	
255	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	発注前に現地確認を行い、支障物件の確認を事前をお願いしたい。発注後に業者から問題点としてでてからでは対応を決定するまでに時間がかかりすぎる。	
256	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	特記 地下埋設物に対する措置で河川工事において、用地取得済、埋蔵文化財調査外、河川占有者無しと記載があるのに、発注者は、念のために地下埋設物確認を行って下さいと言われますが、意味がないと思います。上記事項が特記に記載されていれば地下埋設物確認書は不要であると特記に記載していれば、書類の簡素化になる。	
257	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	河川断面内の工事であれば、発注者側の占用台帳等で地下埋設物の情報は確認できると思いますが、万が一があてはまらないとの理由で上下水道、電気、電話等の各機関を回って確認を取りました。施工箇所が数カ所に分散している工事では、かなり負担が大きくなるので、占用台帳での確認だけではだめでしょうか。	
258	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	【地下埋設物・架空線確認において、明らかに調査が不要と思われる関係機関への確認の有無については、事前に監督職員と協議し、確認を省略することができます。】と記載されているが、発注側でわかっている内容なので、関係機関の確認について指示してもいいのではないですか。時間の短縮にもなり受注者にとってはありがたい。また出先機関で必用、不必要が分かるので出先機関に指示することを徹底してもよいのでは？	
259	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	総括打合せ時に受注者から家屋調査実施の有無を確認した場合、家屋調査対象者への承諾や連絡を全部受注者が行っている。発注者は、承諾説明を一切してくれない。工事の着手や工程計画に遅れが生じる懸念から仕方なく受注者が行っている。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース2)を周知徹底します。
260	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	【工事が境界内に納まっているかの確認もあるため、地権者・発注者・受注者3者での確認を行います。地権者との交渉は発注者が行うことを徹底します。】と記載されていますが、境界杭、プレートなどの設置後の地権者との確認は、ほとんど受注者に資料作成及び印鑑などもらってくるよう指示されます。監督職員と発注者支援業務業者に徹底して下さい。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース2)「地権者との交渉は発注者が行うことを徹底します。」を周知徹底します。
261	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	関係機関協議について、事前協議は行われているが、占用面積等が最小限で協議されている場合が多く、再度受注後、変更協議が必要になるケースがある。再協議に時間がかかり工事着手が遅れる場合もある。事前協議の時点で占用面積を多めに協議していただければ、スムーズに工事の着手が出来ると思います。	設計段階で、施工に必要な面積を確保できるように指導します。
262	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	①受注者	支障移転や修正設計の完了時期を特記仕様書に記載してくれるようになりましたが、それはダミーの日付であり、実際は今までと変わらない日数を要しているので改善していません。 適正化指針の対応に「周知徹底する」や「指導する」などの回答がありますが、もう少し具体的な対応はできないのでしょうか。	より厳格に、適正化指針を遵守するように周知徹底していくと考えています。 なお、適正化指針の「3.書類適正化目安箱について」に「書類作成や工事の進捗に関して、重大な支障が生じると判断される場合は、個別に対応していきます。」と記載しております。
263	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	事業の関係で民間の土地を国交省が借地していました。借地料1,500円/年。当工事の施工範囲の借地ではなく、数百メートル離れた場所の借地でありました。確かに指示書も切られましたが、当工事とかけ離れた場所でもありますし、変更入札時に数字丸めを行います。あまりにも少額は切捨てされます。	予定価格の丸めの問題であり、借地料を切り捨てたわけではありません。
264	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	河川域で作業する場合において、漁協組合(海・淡水)に発注者側と挨拶に行くだけでは終わらず、協力金等の名目で金銭の受払が有り、受注者においては多大な費用が掛かり困惑する。	協力金は、受注者と漁業組合による任意の対応であり、その対応に関して不当要求になると判断される場合には、警察に相談頂くか、各事務所に設置されている不当要求対応窓口にご相談下さい。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
265	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	工事のための借地交渉について、役所の積算単価で借地する事は難しく、検討していただきたい。	官側での借地、業者借地にかかわらず、補償基準(国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第25条、同運用方針第13、同取扱要領第4条)に基づいて積算していますので、ご理解下さい。
266	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	畑の借地では借地料と立木補償を設計で計上してもらえますが、作物の補償が計上してもらえません。地主、小作等の方には受注者の負担で作物の補償をする為、何かしらの対応をお願いしたい。	作物の補償を行う必要がある土地を借地しなければならない場合については、可能な限り指定仮設として対応するよう周知徹底します。 従って、通常は、発注時に地元や工事工程を調整のうえ、そのようなことが起きないようにし、もし工事契約後でそのような必要性が生じた場合には監督職員と調整して下さい。
267	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	②発注者	NTTの地下埋設物確認は、様式への直接記入でなく受付証(WEB)の発行を基本としています。 現状、受注者自らがその旨記載できない様式になっているため、「別紙、受付証による」等の選択欄を設けていただきたい。	NTTについては、WEBによる受付でも可能となるように改善します。
268	④施工計画書・施工管理体制	—	①受注者	受注後～総括打合せまでの時間が短く、今回不明力所の検討が十分できなかった。 また、資料作成に手間取った。	総括打合せは、施工に先立ち実施しているものであり、特に実施時期は設定していない、18条関係で必要なものを打合せを実施すれば良く、間に合わないものは、その施工前に協議等で対応して下さい。
269	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	①受注者	発注者側の担当者によって書類の作り込みが違う。(統一してほしい)	「施工計画書は、発注者のために作成するものではなく、指定仮設など重要なものを除いて、受注者自らが責任を持って作成するものであり、土木工事共通仕様書、土木工事書類作成マニュアル等を参考に作成して下さい。」を追加します。 (※施工計画書の内容について、発注者が指示するものではありません。)
270	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	①受注者	施工計画書に記載する内容が細かいところまでもとめられるので、もっと簡素化してほしい	
271	④施工計画書・施工管理体制	—	①受注者	施工計画書作成は地下埋設等の事故により年々書くことが多くなって来ているように思います。現場技術員・監督官にもよって変わってくると思いますが、もう少し簡素化できたらと思います。	
272	④施工計画書・施工管理体制	—	①受注者	現場箇所が多いと、例えば緊急時の連絡先だけでもその現場箇所分必要となるので、積み重なるとその労力は大きい(1,2現場は大したことないが6現場同時だと大きく感じる)	
273	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	③支援業務者	新型コロナウイルス対策や地下埋設物事故防止に対する記述等、不具合(事故等)が発生すると事務連絡等による施工計画書への記載の指導徹底を要求されることがあります。受注者がそれを過度な作り込みと受け取らないよう、工事書類作成マニュアルをその都度更新して施工計画書への記載の必要性を周知していただきたい。	
274	④施工計画書・施工管理体制	—	①受注者	施工計画書の修正依頼を受けたが、指示が具体的でなかった為、何度か修正を繰り返し時間がかった。	
275	④施工計画書・施工管理体制	高知県	①受注者	維持工事は簡易な施工計画にしたい。維持作業は、あらゆる作業が簡易、短時間であるので施工計画書を省略してほしい。	共通仕様書「維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」とされており、適切に対応して下さい。(安全に関することや、第三者災害など省略できない内容もあるのでご注意ください。)
276	④施工計画書・施工管理体制	香川県	①受注者	施工計画において作業中止基準を設定しているが、受注者が安全・品質に影響がない範囲で設定する為、発注者が指示する必要があるのか? (例①:地震は震度によらず中止または待機にするべきと指導された。→外でいれば震度1は感じないこともあるが中止・待機にしないといけないのか? 例②雷は音が聞こえた時点で中止または待機にするべきと指導された。→雷の位置・進路によると思う)	施工計画書は、発注者のために作成するものではなく、指定仮設など重要なものを除いて、受注者自らが責任を持って作成するものであり、作業中止基準についても、労働安全衛生規則の遵守はもちろんのこと、その他作業内容に応じて事前に計画するものであり、発注者が指示するものではないことを指導します。
277	④施工計画書・施工管理体制	高知県	①受注者	施工計画書に指定機械、主要機械の章がありますが、まとめて記載してから指定機械にチェック等する形式ではダメでしょうか? 検討願います。	施工計画書は、共通仕様書、土木工事書類作成マニュアル等により作成するものとしているが、事項が不足しないように記載していれば特に問題ははありません。
278	④施工計画書・施工管理体制	高知県	①受注者	⑤-6と同様な意見となるが、指定機械について現状において対策外の機械は極めて少なく、揭示資料を取りまとめる必要まであるか検討を願いたい。もしくは簡素化し、チェックリストや一覧表のみとするなどを検討願います。	共通仕様書に記載されているとおり、対策型が確実に使用されていることの確認が必要であるため、監督職員がプロセスチェック時において確認しております。 なお、提示資料をとりまとめることを強制しているものではなく、日常的な作業で準備下さい。
279	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	①受注者	施工計画書のまとめ版の作成は必要ないとするが、完成検査時に施工計画書と施工内容の一致を確認されるので、説明する資料として作成せざる負えない。 施工計画書は計画であって、現場条件や施工段階での確保できる人員数や手持ち保有機械有無で実際の施工方法が変更になる場合が多々あると思われる。 書面主義の観点から、あくまでも施工計画書と施工内容の一致を確認するのであれば、最終的に施工計画書ではなく、実施書となるのではないか。	検査は分割したもので十分対応可能であることから、まとめ版は求めていないが、受注者として作成するものを否定しているものではありません。 また、施工計画書は工事着手前に具体的な施工方法等を決定しておくものであり、実施内容が異なるのであれば変更しておくべきです。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
280	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	①受注者	施工体制台帳に添付すべき書類と記載されているが、某出先機関では、その他の書類も添付して下さいと現場技術員に指示される。いらぬのではないですか？プロセスチェック時の確認ではないですか？と確認しても、出張所の決まりだとかで強要されます。マニュアルにより書類を作成するのであれば徹底して下さい。またこのような発注者支援業務業者は排除してもらいたい。	④施工計画書・施工管理体制(ケース2)を周知徹底します。
281	④施工計画書・施工管理体制	高知県	①受注者	添付資料について担当出張所・監督官詰所できりまとめ方法が違っている。一方では確認決裁できるものが、一方では差戻しとなる。(統一を図っていただきたい。)	
282	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	①受注者	施工体制等に関する添付資料が、担当部署によって異なるので、統一して下さい。	
283	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	①受注者	出先によっては、現場に備える施工体制台帳以外に、出先確認用の施工体制台帳(控え)を備えることを求められるが、ASPで提出しているの、必要の際は、ASP又は、現場で確認してほしい。	
284	④施工計画書・施工管理体制	—	①受注者	施工体制台帳添付資料ですが、「土木工事書類作成マニュアル」で提出しなくてもよいとなっている書類も提出をもとめられるケースがある。元請確認は必要になることから、全て提出でもよいのではないのでしょうか。	④施工計画書・施工管理体制(ケース2)を周知徹底します。 なお、提出を求めているものは、提示できるように対応して下さい。
285	④施工計画書・施工管理体制	—	①受注者	施工体制台帳は、下請け業者との工事内容と発注業務が完了してからの作成のため業者によっては、工事ギリギリとなり体制台帳の提出は後出しになる場合がある。	後出しは建設業法違反でありご注意ください。
286	④施工計画書・施工管理体制	高知県	①受注者	交通整理人(警備業)について、現在交通整理人(警備業)の施工体制台帳を作成しているが必要でしょうか。 施工体系図の記載でよいのではないかと。	土木工事書類作成マニュアルに記載のとおり警備業についても建設業と同様に作成して下さい。
287	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	①受注者	ケース2 対応 添付書類についても、最低限必要な書類と言われているが、施工体制台帳に添付すべき書類と提示書類が違う為、ASPでの提出用と提示用と二種類作成しないといけなくて手間が増えている。	提示については、受注者として必要となる書類を発注者が必要に応じて提示を求めているものであり、重複作成とは考えていません。
288	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	①受注者	施工体制に関して、添付すべき書類は「土木工事書類作成マニュアル」によるとありますが、マニュアルに国交省と受注者間の書類、つまり【契約書】【監理技術者証】他ありますが、書類は間違いがないので、国交省との契約が成立していると思います。契約前に確認作業は済んでいると思います。ここでまた再度同じ作業を繰り返すのは腑に落ちません。このようなナンセンスな作業は省略できないのでしょうか。	建設業法上で定められたものなので、提出して下さい。
289	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	①受注者	作業員の増員があり作業員名簿に手書きで追加記載したが、作業員の増員時も施工体制台帳の再提出を求められました。再提出の必要があるのでしょうか。作業員の増員があった場合、施工体制台帳を再提出するまで工事を止めなければならないので、再提出は重要な変更があった時だけにしたい。	建設業法では、変更があったとき、遅滞なく、当該変更処理を行うことになっており、適切に対応して下さい。
290	④施工計画書・施工管理体制	香川県	①受注者	施工体制台帳の記載事項に『建設工事の従事者に関する事項』が追加されているが、作業員名簿の事を表しているのか、曖昧で分からない。作業員名簿の事であれば施工体制台帳に添付すべき書類に追加しないと分からない。	土木工事書類作成マニュアルを修正します。
291	④施工計画書・施工管理体制	高知県	①受注者	受払簿で確認となっていますが、下請負者の作業員個人手帳への貼付コピーの提示も行わないといけぬのか、再確認願っています。	受払簿のみとしています。今年度より、完成検査時に掛金充当実績総括表等を確認することとなります。 ※R3.5に土木工事書類作成マニュアルを改訂しています。
292	④施工計画書・施工管理体制	高知県	①受注者	施工体制に関する書類においては、提出する様式等の指定があるわけではなく、必要項目が表記されていれば、問題ないと考えるが、従来からの様式にわざわざ合わせなくとも、電子化された書類の様式でも認めてもらえるようにしてほしい。また、追加指示により工期変更が分かっている場合でも、施工体制上の工期は、当初工期に合わせる必要があり、履行報告書と共に、フォローアップできるようにしてほしい。	土木工事書類作成マニュアルに作成例を示しておりますので、できる限り例に沿って作成をお願いしたいと思います。 また、適正工期の設定に努めます。
293	④施工計画書・施工管理体制	香川県	③支援業務者	管理区域が確認できる管理境界プレートを作成し、交差点改良等の施工時に設置することはできないか。 理由:いつ、いかなる場合にも管理境界が設置されておれば、何かにつけ、確認の手間が少なくなるのではないかと。	管理境界杭を設置する規定はありません。管理区域図にて確認をお願いします。
294	⑤施工・安全管理	徳島県	①受注者	【交通誘導警備員の検定合格証と警備員名簿については、提示(個人情報記載のみ)で可)できるようにしておくものとし、提出については一覧表のみとします。】と記載されているが、現場技術員にその他の書類も提出を求められる。発注者支援業務業者に周知徹底してもらいたい。	⑤施工・安全管理(ケース1)を周知徹底します。
295	⑤施工・安全管理	高知県	①受注者	個人情報の削除処理などの作業に時間がかかり労力を要します。	⑤施工・安全管理(ケース1)に記載しているとおり、提出は一覧表のみとしていることもあり対応方願います。
296	⑤施工・安全管理	—	①受注者	週休2日・交替制を実施するにあたり平日を休暇日とし、連絡・報告しているにも関わらず緊急でも無いことで電話をかけてきて仕事を強要するのはいかがなものか… そもそも、即時対応が必要になるまで連絡してこなかった職員の責ではないのか… 電話に対応した時点で休日ではなくなるので、計画時に実施しようとしてもこれでは実現できない。	緊急対応等、やむを得ない場合もあると思われるが、基本的にそういうことがないように指導します。
297	⑤施工・安全管理	高知県	①受注者	2020年10月の建設業法改正で、下請けの建設業許可標識は掲示する必要がなくなったので、プロセスチェックのチェック項目も「元請けの建設業許可標識を確認…」と明確にしたい。	プロセスチェックリストを修正します。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
298	⑤施工・安全管理	高知県	③支援業務者	「◎交通誘導警備員の検定合格証と警備員名簿については、提示できるようにしておくとし、提出については一覧表のみとします。」と記載されていますが、「特記仕様書 交通整理及び安全管理 4. 受注者は、交通誘導警備員検定合格証(写し)または、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する交通誘導警備員と確認できる資料を監督職員に提出するものとする。」と記載されており、矛盾(※特記と指針の不整合)しているのではないのでしょうか？ 正しくは「◎交通誘導警備員の検定合格証は提出すること。」ではないのでしょうか？	適正化指針の改定を受け、特記仕様書の記載も令和3年6月から変更しています。 ※専門的な知識及び技能を有する交通誘導警備員と確認できる一覧表のみを監督職員に提出。 ※交通誘導警備員検定合格証及び警備員名簿は、監督職員から請求があった場合提示。
299	⑤施工・安全管理	愛媛県	③支援業務者	◎「交通誘導警備員の検定合格証書と警備員名簿については提示、提出については一覧表のみとします。」とあるが、工事発注時の特記仕様書では、第〇〇条 交通整理および安全管理 6.において 受注者は、交通誘導警備員検定合格証(写し)または、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する交通誘導警備員と確認できる資料を監督職員に提出するものとする。となっており矛盾がある。	
300	⑤施工・安全管理	高知県	③支援業務者	適正化指針では、交通誘導警備員の検定合格証は「提示」とありますが、特記仕様書「交通整理及び安全管理」4項においては、交通誘導警備員の検定合格証(写し)を「提出」とありますが、どちらが正しい表記でしょうか？ 受注者に指導する際に困るので、「提示」なのか「提出」なのか整合性を図っていただきたい。	
301	⑤施工・安全管理	愛媛県	①受注者	【交通誘導警備員の配置について】 特記仕様書に『原則有資格者を配置しなさい』と記載があるのに対し、積算に見込んでいる交通誘導警備員はBとなっております。検定合格証の写しを提出し、配置を確認して頂いているにも関わらず協議には応じてもらえないのは、書類の適正化も含め改善が必要と考えます。	適切に対応できるように令和3年度より、特記仕様書の記載を修正しております。
302	⑤施工・安全管理	愛媛県	①受注者	交通誘導警備員の確保において、夜間規制を含む舗装工事では、規制延長がどうしても長くなってしまい、人員も多く必要となってしまうため、他工事との施工時期などの調整が困難である。特に年度末に絡む工事の発注時期を調整してほしい。	工事が集中しないように努めていきます。
303	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	工程の共有を理由に毎月実施フローの工程を履行報告書に添付する様に言われます。これも出先の場所が変わる為、統一して欲しいと思います。	⑥工程管理(ケース1)を周知徹底します。
304	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	工事量のみではなく、現場状況に応じた工期を設定してほしい。	適正工期の設定に努めます。 また、工事工程の共有については、特記仕様書に条件明示しているところであり、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合は、適切な対応を図ることを周知徹底します。
305	⑥工程管理	高知県	①受注者	変更が分かっているのであれば、最初から工期を延期した発注にしてもらいたい。	
306	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	発注時期をよく精査して欲しい。 関連工事の引渡し時期が実態にそぐわない。 未着手段階での発注により工期圧迫など業者への負担が大きすぎる。	
307	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	発注時の施工パーティー数が現場の状況にマッチしていない。 そのため、総括時の問題として書類を作らなくてはならず、受注後負担が強いられる。	
308	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	ケース1 対応 発注時の、適正な工期設定を徹底します。と書かれていますが、余裕を持った工期設定を行ってほしい。	
309	⑥工程管理	香川県	③支援業務者	発注工事の工期が適正工期とならずに工期延期が必要(材料調達期間が計上されていないことによる工期不足)	
310	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	「週休2日・現場閉所工事の実施」について、現在現場で取り組んではいませんが、当初発注内容から大幅に設計変更で増額になった場合は、工期遅延の恐れが生じるので、当初から工事予算の見通しを明確にし、工期の適正化を行っていただきたい。	
311	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	追加工事の工期があまりに短く、せかされることがあるので、余裕を持った指示をしてほしい	
312	⑥工程管理	徳島県	③支援業務者	・工期延期の実施にあつては、設計変更協議会を開催し、受注者協議のもとに変更工程を作成しますが、この場合の変更工程算定資料は、あくまでも発注者の適切な工期設定が基本となります。したがって、受注者に工期延期の協議資料を作成させることは、問題であると思われます。但し、協議資料として、フォローアップの意味で対比することは、問題無いと思われます。	
313	⑥工程管理	高知県	①受注者	受注当初から工期延期が見込まれている工事の場合、実際の工程管理は工期延期を考慮する必要があり、施工計画書や履行報告等には当初の工程表を添付するため、工期変更を行うまでは2種類の工程表で管理しなければならないため、発注時に適正な工期設定をしてほしい。	
314	⑥工程管理	—	①受注者	あからさまに工期内完成が無理だと思う工事が有ります。発注時の適正な工期設定をお願いしたい。	
315	⑥工程管理	—	①受注者	道路照明設備工事の別途前施工工事(基礎、配管等)の埋戻しが安全のため嚴重すぎて確認するための準備作業が大変となった。 製作品納期と夏季休暇や年末年始の工事不可期間により作業工程がタイトと予想される	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
316	⑥工程管理	—	①受注者	初回の総括打合せ時から当初工期では明らかに工事が完成が出来ない場合で、工期延期が出来る場合では、実際必要な工程表での作成をさせていただきたいです。当初の工期だからと言ってその期間に無理やりはめ込んだ工程表を作成しても意味が無く、また、見直し修正をかける時間や労力もかかります。	適正工期の設定に努めます。 また、工事工程の共有については、特記仕様書に条件明示しているところであり、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合は、適切な対応を図ることを周知徹底します。 また、⑥工程管理(ケース1)を周知徹底します。
317	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	設計成果の工程表を見ると、雨天等の日数割増しこそしているが、床掘り、型枠、鉄筋、足場、基礎杭etcは単純に数量を日施工量で割り算し、積上げたものが所要日数となっています。日数が枠内に収まらない場合は2パーティ施工。そして、その作業の流れにはロスが全くありません。Aが終わればB。Bが終わればCとそこには全くの隙間が生じません。しかし現実はどうでしょうか？設計通りでは施工が困難で、協議一変更一材料手配を繰り返しています。何の制限もなく、当工事だけであれば発注者も柔軟に対応してくれるでしょうが、次工事の発注が控えているとか、河川内作業であるとか、制限のかかった工事では全くのお手上げ状態となります。机上の工程と現実の工程にどれだけ乖離があるか？全国で調査していただければ、工種別にいいデータが取れると思います。そのデータを元に発注工期を考えていただけないでしょうか。そうすれば工期変更や工程フォローアップなどの余分な時間を削減できるし、発注者側も事業全体の現実的工程管理ができると思います。お互い不必要な労力を使わなくて済むと思います。	
318	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	実施工程上、工期間際まで工事が稼働している場合がある。そのため完成検査時に電子成果品を納品するのが時間的に余裕がないことがある。	適正工期の設定に努めます。 また、工事工程の共有については、特記仕様書に条件明示しているところであり、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合は、適切な対応を図ることを周知徹底します。 なお、工事間際まで工事が稼働し、電子納品に時間的余裕がない状況が発生しないよう適切に対応します。
319	⑥工程管理	徳島県	①受注者	工期について…受注後、工期延伸に関しての協議書作成に相当の負担を強いられているのが現状です。簡潔な添付資料(例:変更工程表のみ)で受領して頂けないでしょうか。	適正工期の設定に努めます。 また、工事工程の共有については、特記仕様書に条件明示しているところであり、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合は、適切な対応を図ることを周知徹底します。 なお、工期延期については、負担にならないよう契約書に基づき適切に対応するように指導します。
320	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	災害のため工事が中断しているが、履行報告時にフォローアップをしても再開時期や工期の変更が不明な為、実施可能な工程表を作成することが困難です。	速やかに、発注者が指示又は変更契約を行うことが前提であり、それまでは実施工程表を作成する必要はありません。
321	⑥工程管理	愛媛県	③支援業務者	◎「発注時の適正な工期設定を徹底します。」 現在でも工事期間を優先し、積算がそれに押し込んである状態である。よって、工期延期は必須。 ◎「フォローアップは、実工程にて実施してください。」(変更予定の実施工程で管理) 実際のところ変更予定はだれからの指示なのか？	工期延期については、契約書に基づき適切に対応することを基本に、契約に至らないにしても、指示書にて通知するなど、発注者が実工程を示すことを指導します。
322	⑥工程管理	香川県	①受注者	発注時の工期について、工場製作期間(橋建標準工程)ほどしか工期がなく、架設まで含む工期となると当初からあつてないと思われる。あと出水期施工の有無を受注後の河川協議ではなく、当初から見込んだ工期にできないものでしょうか。	適正工期の設定に努めます。 また、工事工程の共有については、特記仕様書に条件明示しているところであり、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合は、適切な対応を図ることを周知徹底します。 あわせて、②発注内容・設計照査(ケース1)「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するように努めます。」を周知徹底します。
323	⑥工程管理	—	①受注者	あらかじめ、支障物件がある場合は支障物件を見込んで工期を設定してほしい。支障物件がなくなってからの発注にしてほしい。	
324	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	現場条件により土留め工法が変わり、工期延期となりました。また、事前調査が古い為、追加工事も多くなりました。工期設定に余裕を持たせて欲しいと思います。	適正工期の設定に努めます。 また、工事工程の共有については、特記仕様書に条件明示しているところであり、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合は、適切な対応を図ることを周知徹底します。 あわせて、②発注内容・設計照査(ケース1)「設計段階において現地条件を十分考慮した上で施工法を検討することにより、発注後の工事中止が発生しないように努めます。」を周知徹底します。
325	⑥工程管理	高知県	①受注者	実施工程表は提示のみであるにも関わらず、特記仕様書「第〇条 工事工程」の共有を理由に提出資料としている。指示日が遡られることも多いため(協議においても後日受注者からの協議対応をお願いされる)、書類の時系列に沿った工程表の見直し(工種名・数量等も含め訂正作業)が多い。受発注者間での打ち合わせにより工期の延長等が決定されることも考慮すると、実施工程表の作成と提示、検査時には事後となるので確認の必要性について毎回疑問が残る。	工事工程の共有については、特記仕様書に、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合に、適切な対応ができるように記載しているものであり、提出を求めているものではありません。 また、あわせて⑥工程管理(ケース1)を周知徹底します。
326	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	維持工事では当初発注工種だけでなく、随時工種や内容精査することから、履行報告書が作成しにくく、実際との差がかけ離れてくるので意味のないものを作成している感じがある。	土木工事書類作成マニュアルの(5)2)実施工程表に、「③維持工事は実施工程(%)のみを管理するものとし、契約金額に対する工程(%)を記載する。」と記載しています。
327	⑥工程管理	高知県	③支援業務者	安全施設工事等の指示書工事においては、発注者がその月で指示した金額に応じて出来高が大きく左右される為、当初の計画時においては工程表の作成及び工事履行報告書の提出が非常に困難である。 その為、指示書工事においては、実施出来高のみを履行報告書にて提出してはどうか。	
328	⑥工程管理	香川県	①受注者	支障移転の遅れや関係機関との調整不足があつてどれだけ工程が遅れても工期は3月末までしか伸ばして貰えないので、どうしても工程が圧迫してしまいます。 予算の関係もあるのだと思いますが、3月末の縛りを緩和することはできないのでしょうか。	特別な事情がない限り、繰り越し等により対応するように指導します。 あわせて、適正工期の設定に努めます。
329	⑥工程管理	高知県	①受注者	事務所等での大幅な移動により、工事関係事項に関する引継ぎが上手くいっておらず、再度説明等を行う事が多くなったり、質疑解答にも時間を要する事があり、工程に影響があつた。なかなか難しい事ではあると思いますが、可能であれば長期物件に対応している方々の移動に関しては、人数やメンバーを慎重に検討して頂ければと思います。	人事上の問題は困難であるが、引き継ぎ資料等については適正に行うように指導します。
330	⑥工程管理	—	①受注者	河川堤防道路に電線管理設を行う作業があつたのですが、先に堤防改修で舗装される事案がありました。年度末であつたので工程を遅らせることもできず、電線管理設部を残して舗装を実施してもらい、電線管理設後に弊社で舗装を行った。ご発注前に所内で工程調整できないものなのでしょうか。	発注前にできる限り、工程調整に努めます。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
331	⑥工程管理	徳島県	①受注者	別途工事の工程把握ができないので工程管理するのが困難である。	監督職員と調整のうえ、実施して下さい。
332	⑦写真管理	愛媛県	①受注者	デジカメで撮影しているからデータとしてとっているけど、提出写真がまだまだ多すぎと思う。 毎日の人数確認とかは写真でしか確認ができないのはわかるが、他に方法がないか検討してもいいのでは。	基本的に写真管理基準以外のものを求めないように指導します。 あわせて、⑦写真管理を周知徹底します。
333	⑦写真管理	愛媛県	①受注者	写真管理基準に記されていないものまで求められる。	
334	⑦写真管理	愛媛県	①受注者	検査に備えた「念のため撮影」は減りません。検査の時にあの写真この写真と聞かれることが多いからです。	基本的に写真管理基準以外のものを求めないようにしています。 あわせて、⑦写真管理を周知徹底します。 なお、ここに記載のとおり、施工状況写真は、設計図書等に基づき適宜撮影することになっており、その履行を確認する写真を検査時に求めますのでご注意ください。(検査時に無駄な写真を求めることはしていないと考えています。)
335	⑦写真管理	徳島県	①受注者	完成検査時に、施工計画書と施工内容の一致を確認するのに、記載した内容の写真の提示を求められるため、写真管理基準以上の「念のため」の写真撮影を今だに行う必要がある。 検査書類限定モデル工事の対象となった場合に、特に写真管理基準以上の写真の提示を求められるケースが多いように思われる。	
336	⑦写真管理	高知県	①受注者	不可視部分や念のためにとる写真が多く、日々の整理や電子化のための写真に付帯する項目の打ち込み等に多大な時間と労力を要するため、検査時においても土木工事共通仕様書の提出頻度に合わせた資料の確認のみとして欲しい。(無駄に多く写真の整理が必要となっている)	
337	⑦写真管理	高知県	①受注者	写真管理項目として明確に定められていない項目においても、検査時に写真の提示を求められたり、規定の回数以上の撮影を求められる場合があります。	
338	⑦写真管理	愛媛県	①受注者	検査現場の写真撮影が省略されたのは非常に良いと思います。 検査時に検査官も納得していただくと助かります。	⑦写真管理「…段階確認した箇所は、…周知・徹底を図ります。」を周知徹底します。 なお、段階確認時に確認した項目は分かるように記録を残しておいて下さい。 また、検査時に求められた場合は、段階確認を実施している旨を説明いただき、その記録を提示していただければ結構です。(写真は不要)
339	⑦写真管理	高知県	①受注者	段階確認において写真撮影の必要無とありますが、一方検査で不可視部の写真を求められます。 不可視部は段階確認をしても、検査対応のために写真撮影しているので実情です。	
340	⑦写真管理	—	①受注者	現場技術員の考えにもよりますが、段階確認は写真を撮影し提出書類に添付するように言われました。また、施工状況把握も確認・立会として提出し、写真の添付を求められました。 写真は不要の周知徹底をお願いします。	
341	⑦写真管理	高知県	①受注者	写真管理にあたり、写真管理が不要とされる場合でも、従来の形で管理をしています。	⑦写真管理に基づき対応して下さい。(不要な写真は省略して下さい。)
342	⑦写真管理	愛媛県	①受注者	写真により確認できる必要最小限と書かれていますが、完成検査時には、足場も無いので出来形写真等が念のために撮るようになってしまいます。	基本的に写真管理基準に基づき撮影して下さい。 なお、検査時に測定不可能となるようなものについては、監督職員等に事前検測してもらうなど適切に対応して下さい。
343	⑦写真管理	愛媛県	①受注者	出来形管理基準及び規格値の測定基準に、例として、【施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。】と有ります。例えば、施工現場によっても異なりますが、測点間の延長が120m(測点間隔20m)の場合は、3ヶ所の出来形写真管理だけで良いと思うのですが、実際は、全測点の出来形写真を撮影し管理しているのが現状です。検査等の時、他の測点は写真管理していないのかとは言われないのでしょうか。また、出来形写真管理をしない測点の出来形管理は、実測を計測しておき、自社によって提示出来るよう整理しとかなければならないのでしょうか。	基本的に写真管理基準に基づき撮影して下さい。 なお、出来形管理と写真管理は必ず一致するものではありません。
344	⑦写真管理	—	①受注者	夜間作業が主なため、全景と局所撮影がうまく撮影できるかが懸案となる。 撮影は、念のため多く撮り、提出資料を少なく抜粋で良ければ助かります。	基本的に写真管理基準に基づき撮影し提出して下さい。 なお、無駄な写真は避け、必要なもののみを提出して下さい。
345	⑦写真管理	徳島県	①受注者	不可視部分等については、発注者より受注者に協議し決定することと記載されているが、工種によっては数量算出用の根拠として全数写真撮影を求められる為、適宜が採用される場合がほとんどない。 再度、適宜について徹底していただき、発注者より協議願いたい。	適正化指針に記載している協議して決定するものは、確認・立会の不可視部分等の項目を示したものであるが、記載が不明確なため、「不可視部分」を「項目」に修正します。なお、それ以外の不可視部分の写真は、写真管理基準のとおり、頻度は適宜(設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。)となっており、それに基づき実施して下さい。 また、数量算出の根拠となる写真について、撮影が困難な場合等においては、段階確認を活用するなど確認方法を別途協議して下さい。
346	⑦写真管理	高知県	①受注者	護岸工事での不可視部(ブロックを水中に設置する)にあたり、設置個数の全数確認写真撮影が必要でしょうか。	不可視部分の写真は、写真管理基準のとおり、頻度は適宜(設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。)となっており、それに基づき実施して下さい。 なお、数量算出の根拠となる写真について、撮影が困難な場合等においては、段階確認を活用するなど確認方法を別途協議して下さい。
347	⑦写真管理	高知県	①受注者	写真管理において出来形写真では、通常の出来形写真の他に設計数量が確認できるように不可視部分の出来形写真を撮る場合があるので、写真管理基準に数量計算書の根拠写真についても明記してもらいたい。	
348	⑦写真管理	愛媛県	①受注者	既設構造物取壊しの際、複雑な形状等の理由で写真撮影による形状確認が困難な場合は、実施数量にて計上してほしい。根拠資料作成に時間がかかる。	
349	⑦写真管理	徳島県	①受注者	代表写真・提出写真等において、頻度が適宜というあいまいなものがある。 もう少し具体的な内容にしてほしい。	施工状況写真、不可視部分の写真は、多岐にわたり、具体的に基準化することは困難です。 なお、適宜の定義を記載していますので、構造物の重要度を考慮し、その主旨を踏まえ撮影して下さい。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
350	⑦写真管理	高知県	①受注者	検査時に検査項目の証明には多くの写真を求められる。(いまだに見受けられる。)受注者としても検査時に必要ありませんとは反論しにくいと、慣習として撮影しているものが多い。	⑦写真管理「…また、検査も写真管理基準に基づき実施することを周知・徹底します。」を周知徹底します。 なお、ここに記載のとおり、施工状況写真は、設計図書等に基づき適宜撮影することになっており、その履行を確認する写真を検査時に求めますのでご注意ください。それでも必要がないと思う時は、検査官に反論して下さい。
351	⑦写真管理	高知県	①受注者	維持工事の小作業工事は写真着手、完了ぐらいにしたい	写真管理基準の一覧表(維持修繕工関係)に基づき実施して下さい。 なお、記載のない工種については、上記を参考に協議により定めて下さい。
352	⑦写真管理	高知県	①受注者	現在もJPEGチェッカーにて写真のExif情報をチェックしないといけないと言われました。JPEGチェッカーも相当古い年度のものしかないようです。実際は、公開されている写真管理ソフトを利用していますし、本当にチェックが必要であれば、信憑性チェックツールが公開されているようですがどうでしょうか。	信憑性確認のためのチェックツールは、ソフトを限定しているものではありません。信憑性を確認できるソフトであれば問題ありません。
353	⑧材料品質管理書類	愛媛県	③支援業務者	発注工事の材料確認は監督支援業務の範疇であるにも関わらず、資料作成業務において特記仕様書(第5条 業務内容 2.本業務対象業務の照合等 一)に謳われたりとの理由で、材料確認関係資料を作成するよう指示されたことがある。(会計検査対応) 現場作業を伴わない資料作成業務においては、特記仕様書(第5条 業務内容 2.本業務対象業務の照合等 一)は不要ではないか。また、業務毎に業務内容に即した特記仕様書を作成していただきたい。	材料確認そのものは監督支援業務の業務であるが、事務所における資料作成等は業務の範疇であり、調査職員との打合せ等により適正に対応して下さい。
354	⑧材料品質管理書類	徳島県	①受注者	材料確認において、土木工事共通仕様書にJIS製品以外とありますが、JIS製品以外はすべて必要なのでしょうか。(JIS製品以外のほうが、莫大の量で大変です)	材料の確認は、共通仕様書に記載しているとおり指定された材料のみであり、指定する必要がある場合は、総括打合せ時等に示しております。(主要な材料など特別なものを除いて、材料検収を基本としており、JIS製品以外をすべて材料確認しているものではない。)
355	⑧材料品質管理書類	高知県	①受注者	「設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要」とあるが、逆に必要なものを明記するようにしてほしい。監督職員に「受注者と打ち合わせを行うこと」としても受注者にゆだねられることが多く、分かりづらい。	材料の確認は、共通仕様書に記載しているとおり指定された材料のみであり、指定する必要がある場合は、総括打合せ時等に示しております。 その他の材料については、共通仕様書どおり、品質証明書等を受注者の責任において整備、保管し、請求があった場合は、速やかに提示しなければならないこととなっておりますので、提出の必要ありませんが、材料検収として提示できるようにしておいて下さい。
356	⑧材料品質管理書類	—	①受注者	指定材料の無い場合、材料品質証明の提出はいらぬものと考えておりますが、よろしいでしょうか。	
357	⑧材料品質管理書類	高知県	①受注者	コンクリートの品質管理として、品質管理図表等所定の様式で作成する資料の他、受入・養生・温度管理を行いその記録は、説明資料として整理し、工事検査に備えています。品質記録保存業務の適用範囲以外の構造物については、省略できないでしょうか。	共通仕様書に記載されている寒中コンクリート、暑中コンクリート、マスコンクリートなどについて求めているものです。 なお、それらについては、品質記録保存業務とは異なるものであり、省略することはできません。
358	⑧材料品質管理書類	高知県	①受注者	マニフェストも電子化での処理が当たり前となってきているので、監督職員に提示する場合は、PC上での数量の一覧確認をすることで納得してもらいたい。紙ベースだとしても一覧表のみの印刷としたい。	提示書類について、電子マニフェストは紙による提示でなくても可とするよう土木工事書類作成マニュアルおよび適正化指針を修正します。
359	⑧材料品質管理書類	徳島県	①受注者	マニフェストの写しは必要ないと思っておりますが、マニフェストと数量計算書の計上数量を、主任監督員が確認することあり、どのみち書面で確認して頂くため写しを提出し、適正に処理をしていて設計数量を満たしていることを確認することが重要と考えます。簡素化せず写しについては提出する方が良く考えます。	マニフェストについては、受注者の責任において保管することとされているものであり、提示により確認を行っているものです。 ただし、集計表の作成は、契約数量として確認の必要がある場合において求めているものであります。
360	⑧材料品質管理書類	高知県	①受注者	使用材料(塗膜剥離剤)において、他工事でも実績があり施工箇所においても効果を発揮すると思われる材料の承諾願を提出したところ、現場技術員より承諾願の材料の他に2種類の材料を追加し、計3種類での現場試験施工を要求されました。受注者としては試験施工の為に1ロットの材料を購入するのは余計な負担となる上、工程にも遅れが生じるため、施工実績があり現地に合う材料であれば承諾をして頂きたい。	使用材料が仕様を満足するものであれば、その材料のみの承諾にて確認するよう指導します。
361	⑨出来形管理書類	—	①受注者	検査時に検査職員より下請引取り検査時の写真がないか問われました。写真は不要との周知徹底をお願いします。	⑨出来形管理書類(ケース1)を周知徹底します。
362	⑨出来形管理書類	高知県	①受注者	出来高確認ができる書類で確認となっておりますが、元請け、下請負者の書面(引渡書)に、施工箇所、施工引渡し範囲の記載があれば、よろしいでしょうか。	⑨出来形管理書類(ケース1)のとおり、適切に書面で実施していることを確認しているものであり、書類の記載内容を確認しているわけではありません。
363	⑨出来形管理書類	—	①受注者	機器設置及び試験について機械工事ですので、機械工事施工管理基準を用いております。よろしいでしょうか。	機械工事共通仕様書に基づき実施して下さい。 なお、その共通仕様書に記載されているとおり、土木工事については、土木工事共通仕様書により実施して下さい。
364	⑩日報等の報告	高知県	①受注者	週休2日現場閉所工事のため休日予定日に作業する際は毎回協議を作成して提出している。雨天により現場閉所等もあるため毎回ではなく検査前とか3か月に1回等にしてほしい。	令和3年4月より、特記仕様書を「やむを得ず現場閉所日に現場管理上必要な作業を行う場合については、その都度の協議を必要とせず、連絡方法の取扱いなどの詳細内容を、事前に監督職員と協議すること。」に修正しています。
365	⑩日報等の報告	高知県	①受注者	週休二日制において、受注者より協議しており、指示にて処理をするので後日変更がある場合にはその都度、協議が必要と言われ、ASPにて毎回協議を行っています。週休二日制が始まった当初は最初に協議し、最終変更の際に集計した資料を提出するだけだと思っていました。毎回協議が必要でしょうか。	
366	⑩日報等の報告	高知県	①受注者	週休2日・現場閉所工事の実施において、『やむを得ず休日に現場管理上必要な作業を行う場合は、監督職員と協議するものとする。』とありますが、作業を行う1日毎に協議書を提出しなくては行けないのか。ある工事で提出を依頼された。取扱いを明確にして貰いたい。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
367	⑩日報等の報告	愛媛県	①受注者	特記仕様書で週休2日・現場閉所を協議して実施することができる と記載されていますが、入札時の設計から4週8休の率が補正計上されているので協議書の作成は不要ではないですか。週休2日・現場閉所を実施しない場合だけ協議したらどうでしょうか。	週休2日・現場閉所については、原則、発注者指定方式としているほか、受注者希望方式についても、特記仕様書の記載については修正しており、協議の必要はありません。
368	⑩日報等の報告	—	①受注者	週間予定表及び工事日報の提出義務はありませんが、過去に「いつどのような作業をおこないいつ立会を受けた」かが直ぐにかかわるので、当方では作成するようにし、社内保管しております。	任意で作成するものを否定しているものではありません。
369	⑩日報等の報告	高知県	③支援業務者	工事完成後、事務所より〇〇工事の〇〇工の施工はいつ頃していましたか。等の質問等があるが、日報の提出義務が受注者に無いので電子納品の工事帳票等で調べてもはっきりした日時が分からない。工事日報の作成を受注者をお願い出来ないのでしょうか。	日報については、提出を省略しており、作成をお願いすることは考えていない。(工事関係書類の保存期間は5年)なお、事務所の質問に関しては、分かる範囲で調査をしていただければ結構です。
370	⑩日報等の報告	高知県	①受注者	日報等の報告について ◎週間予定表について、立会の日程調整、隣接工事との工程調整の資料として作成を依頼する場合があります。とありますが、ほとんどの工事が隣接工事との工程調整に等の可能性があると思うので必ず作成するでいいと思われる。	必要のない工事もあることから、提出の義務付けは行わないが、必要な場合は依頼しますので協力をお願いします。
371	⑩日報等の報告	愛媛県	③支援業務者	◎現道上の工事は、週間工程会議(週間工程表)等で事前に把握している場合は不要。 ◎現道上の工事以外は、口頭・ファクシミリ・電子メールなどにより連絡すれば不要。 どちらも事前に把握できますが、何が違うのか、現道上の場合は会議等で顔を合わせる必要があるのか？	共通仕様書に記載「ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。」のとおり、現道上の工事は、書面で報告することが前提となっているが、週間工程表等で事前に把握している場合においては、その都度の提出を不要としているものです。 一方、現道上の工事以外は、何らかの方法で連絡すれば良いという主旨です。
372	⑪完成図書	高知県	③支援業務者	各工事の発注図面において、発注担当課から貸与される発注図はCAD製図基準にそわない図面が多々ある。変更図作成を発注者側(現場技術員)が作成しなければならないので時間を要してしまう。また、発注担当課がコンサルに修正依頼しても時間を要する。コンサルから受領時に確実にチェック(CAD製図基準に順守)をお願いします。	⑪完成図書(ケース2)を周知徹底します。
373	⑪完成図書	高知県	①受注者	契約図面(指示図面含む)について、いまだにCAD製図基準に沿っていないものを渡されます。受注者に渡す前に発注者側で一度チェックをお願いします。	
374	⑪完成図書	香川県	①受注者	完成時にCAD製図基準に沿うよう図面の修正をし納品しているが、次発注時の図面は製図基準に沿っていない為エラーが数千箇所確認できる。その都度修正が必要になるので、発注時に製図基準に沿った図面で発注できないのか？	
375	⑪完成図書	高知県	①受注者	図面が製図基準案に準拠していないため、CADに精通していないと、電子納品の際に準拠させるのに手間がかかる。	
376	⑪完成図書	徳島県	①受注者	発注図面でCAD製図基準に準拠していない発注図が多いです。対応に修正されていない図面修正は不要となっておりますが、それを基に完成図を作成するので結局修正することになります。	
377	⑪完成図書	徳島県	①受注者	今だに契約図面がCAD製図基準に適合していない工事が多い。 発注図面をCAD製図基準に適合するように修正して提供してもらったこともない。 そもそも、完成図書としてCADデータでの完成図は必要なのか。 工事完成後にCADデータで納品した完成図の利用があるのか。 発注図面がCAD製図基準に適合していないのであれば、PDFデータで完成図を納品すればよいのではないのか。(完成後に受注者が10年間CADデータを保存しておけばよいのでは。)	
378	⑪完成図書	愛媛県	①受注者	・完成図の電子納品について 設備の更新工事であったため発注図書のCADデータが古く製図基準に適合してなく、電子納品に対応させるための修正に多大な労力と時間を必要とした。 また、いろいろな人がいろいろな種類のCADで作図修正を行ったCADデータを発注図書としているためか、CADデータに通常の修正では対処出来ないゴミのようなものがあり、この修正にも時間をついやすすることになった。 工事完成前の書類整理時期にCAD図の修正に2～3週間の時間をとられるのは非常に辛い。 上記のような事に対処するため「①古い図面は新しく作図して発注図とする」か「②チェックを通過できないCADデータを発注図として使用する場合は、電子納品時のCADデータチェックを回避するフォルダに収め納品する」ことも考慮いただきたい。	
379	⑪完成図書	愛媛県	①受注者	ケース2 対応 製図基準に適合していない発注図面の修正は、発注者が修正し、受注者へ提供することを徹底します。とありますが軽微な修正が多々あると思います。	
380	⑪完成図書	徳島県	①受注者	指示図面について 製図基準案に基づき作成してほしい。 (施工する範囲が解りにくい)	
381	⑪完成図書	—	①受注者	追加工事・指示工事等に関する発注図面は電子納品時のチェックにかからないデータで頂きたい。 また、コピペ等の連続で同一線が何重にもなっていてデータとして非常に重くなっている図面データは発注者の責において整理して頂きたい。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
382	①完成図書	高知県	①受注者	指示図面や施工途中の提供図面の縮尺、レイヤー、色が電子納品要領(CAD製図基準)に適合していない場合、受注者で訂正しなければならない。指摘するとお願いされた。受注者としても時間を取られたくないため、外注するので変更対象として扱ってほしい。	①完成図書(ケース2)を周知徹底します。 なお、「レイヤー等においては、必要なもののみを発注者にて修正し、提供するようにします。」を追加します。
383	①完成図書	愛媛県	①受注者	発注図面(追加指示図面含む)のレイヤー分けが、電子納品対応になっていない事が多く、要らない線形等もレイヤーで消されてる場合があり、何が要るデータなのか要らないデータなのか判らなくなる事が有る為、いらぬデータは消しておいてもらいたい。また、工事完成後の電子成果品作成時には、全て受注者側が修正しないとけない為、手間が掛かっています。	
384	①完成図書	徳島県	③支援業務者	発注図面に非表示レイヤや不要なレイヤが多数混在している。(特に平面図)変更時にある程度は削除・修正しているが、手に負えない状況。受注者も完成図面作成時に手間が掛かっており苦情等もでている。発注時にはCAD製図基準に適合した図面として欲しい。また、設計図書と設計データが不一致している場合がある。(発注時に数量算定し、削除となった工種がそのまま計上されていたりしている)	
385	①完成図書	香川県	①受注者	完成図を作成する際、変更図面を頂いたがレイヤ(作成要素)が違っていたりする。完成図で受注者側が直している。また、同一箇所同期間に他工事を行った施工箇所が完成状態の図面となっていないと指摘された。他工事箇所のレイヤ(線種)が一点鎖線になっていないと指摘された。これらのことは、発注者側で訂正した図面を頂きたい。	
386	①完成図書	愛媛県	①受注者	受注後図面データをいただくが、使用するCADによるのか補助線(仮要素)が実線となっていたり、不要レイヤが表示されていたりした図面が発注図面となっている。受注者としては公告のPDF図面が正規の発注図面であり、照査の際に修正を行い、且つ変更図面となってしまう。発注図面の確認・エラーチェック等徹底していただきたい。	
387	①完成図書	愛媛県	①受注者	発注(当初・追加)図面のCADデータについて、施工者に不要なレイヤーが存在する為、電子成果品作成時には受注者が全て修正を行ってかなりの労力を要している(位置図・平面図・縦断図)。	
388	①完成図書	徳島県	①受注者	国交省より受領した発注図データをベースに図面を修正し完成図を作成するが、図面のレイヤ・文字大きさ等の修正を強要される場合がある。(発注図段階から、それらの修正が必要な状態となっているにもかかわらず。)特に受注後の設計変更で指示図として新規図面を受領した場合にその傾向が顕著である。図面が多い場合は修正が困難であるため、発注図段階での製図基準の準拠(指示図もおいても同様に)を徹底していただきたい。	
389	①完成図書	愛媛県	①受注者	契約図面のCADデータについて、製図基準に沿ってなく、またデータ上(用紙外)にいろいろと記載されて、エラーの数も莫大である。完成図面作成時にそのエラー修正を行うのに莫大な時間がかかる現状である。	
390	①完成図書	高知県	③支援業務者	過年度工事に携わり支援業務者の交代なども有り過去の設計変更時の契約図もCAD製図基準を満たしていない事は分かっているが、最終的には発注者側に修正が必要である為基準に沿った修正を行ってはいるが、膨大な量の為時間を要しているのが実情です。可能であればレイヤ名称や線分の色分け等が合致していなくても内容さえ合っていれば施工自体には影響はないと思いますので基準の緩和を願います。	
391	①完成図書	徳島県	①受注者	上記に係るが、道路施設基本データは作成に非常に労力がかかっているにも関わらず、過年度工事で提出したデータが、貸与を受けたデータに全く反映されていない。オンラインで入力し、すぐに活かせるデータとして利用できるシステムにして頂きたい。「改良」などは既設データの作成からしなければならず、不明点が多く、正確なデータを作成できない。 ※上記の内容 発注内容に関する資料の貸与を受けても、資料が古く現場と一致しないため、設計照査に加えて資料の修正となり二重に手間がかかる。	
392	①完成図書	高知県	①受注者	完成図書の提出期限があいまいである。竣工検査時に全てそろえる必要があるのか、竣工後何日以内に提出するのかを明確にして欲しい。竣工検査と設計変更がギリギリになる事が多く、設計変更用の図面や数量が決まってから電子化するまでの期間が短すぎる事象が発生する。	完成図書については、工期までに納品願います。なお、そのようなことが無いよう、適正工期の設定に努めます。
393	①完成図書	愛媛県	①受注者	電子成果品の納品期限について 契約工期末日の2~3日前に最終契約変更を行う事例が頻繁に発生している。事務所内の決裁期限利用等により、工期末間際の書類決裁が理由であることは理解している。但し、発注者サイドは表面上丸く収まっても、受注者側へは相当程度の負担が生じている。そこで、電子成果品の納品期限を「工事完成時より10日(土日祝日を除く)までに、且つ完成検査実施までに完了すること。」と改定した方が、現場の実状に合っていると思う。	
394	①完成図書	香川県	③支援業務者	最近では、工期末まで施工をしており後片付けの期間がない。工事を終わらす事で目一杯のため、完成図書を工期内に仕上げる事が非常に厳しい。出来れば工事完了後に期限を設けて提出させて欲しい。	
395	①完成図書	高知県	①受注者	完成図を冊子での提出を求められますが、電子化を推進している状況に反していると思うので廃止してほしい。	令和3年11月から成果品は、オンライン電子納品により納品すること変更になっており、今後、紙の納品は求めないようにしております。
396	①完成図書	香川県	①受注者	完成図書において舗装工事データも添付しているが、ほんとうに役に立っているのかが不明。ソフトがウインドウズXPでしか動作せず、少し時代遅れのような気がする。	舗装工事データは、舗装の補修履歴等道路維持管理において重要な資料であり、引き続き作成をお願いします。ソフトについては検討して参ります。
397	①完成図書	香川県	③支援業務者	毎回、施工業者から管理台帳の様式データや作成方法を問われる。様式や作成方法を単純で分かりやすくした方がよいのでは。	道路施設基本データについては、道路工事完成図等作成要領等に基づき作成をお願いします。
398	①完成図書	香川県	③支援業務者	道路維持管理資料や橋梁補修・補強調書は、橋梁毎に作成となっているが、1工事で複数橋梁がある場合、提出は1ファイル1CD等にまとめてはならないのでしょうか。提出方法についても記載してほしい。	1工事で複数橋梁がある場合は、どの橋梁の資料が分かるよう明示頂き、1つのCD等にまとめて提出をお願いします。なお、特記仕様書を改定します。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
399	①完成図書	香川県	③支援業務者	「舗装工事データ記入シート」の提出について、紙か電子か具体的に記載がありませんが、紙で提出する受注者もいれば、ASPIにて提出する受注者もいます。提出方法を統一し、その旨記載しては如何でしょうか。	電子にて提出をお願いします。 なお、特記仕様書を改定します。
400	①完成図書	—	①受注者	発注図が無いケースがあり、その場合完成図を提出しなくてもよいと考えますが、よろしいでしょうか。(施工図として完成図書に入れる。)	特記仕様書に記載のとおり、受注者にて作成し提出すべき図書等は、完成図書にて提出をお願いします。
401	①完成図書	愛媛県	①受注者	写真データが多すぎてCDを作るのが大変、もっと完成図書に入れるデータを少なくできないでしょうか	写真管理基準に基づき実施しているものであり、現時点において改定することは困難です。
402	①完成図書	香川県	③支援業務者	完成図書を事務所に提出しているが、どのように保管し活用しているのか。出張所から過年度工事の完成図がないということで、地下埋設物等の資料を詰所に要求される。	改築事業として、まだ出張所へ引き継がれていない事例と思われるが、適宜、事務所・詰所・出張所と調整して対応して下さい。
403	⑫監督体制・情報共有	徳島県	①受注者	別途工事の情報共有が乏しい。	情報共有に努めます。
404	⑫監督体制・情報共有	—	①受注者	遠隔現場で立会・検査を行うように指示を受けましたが、動画を撮影しながら移動しなければならないので、歩きスマホと同じで不安全行動となり危険ではないでしょうか。目視で確認するものであれば問題無いかと思いますが、鉄筋や構造物等の出来形確認は重要なものであり実際に現地で確認すべきものではないかと考えます。今後積極的に取り組んでいくことになると思われませんが、使い分けが必要になると思います。	現在、通信機能が確保される可能な工事は、要領に基づき、原則全ての工事で試行しているところであるが、不安全行動となるものや出来形確認困難なものなどについては、課題を分析した上で全国的に検討していくこととしています。 なお、歩きスマホによる不安全行動となるようなことは想定しておりません。
405	⑫監督体制・情報共有	高知県	①受注者	・最近の発注者と受注者の作業区分が多様になり受注者負担が過多になっている。	契約書、共通仕様書に基づき適正に実施されるように、適正化指針を周知徹底していきます。
406	⑫監督体制・情報共有	香川県	①受注者	香川管内橋梁補修工事等において、1つの工事で2つの出張所が担当するときに、打合せ簿等の電子決裁が片方の出張所は通るが、もう一方の出張所では通らないことがある。お互いの出張所のやり方を統一してほしい。	⑫監督体制・情報共有(ケース2)を周知徹底します。
407	⑫監督体制・情報共有	—	①受注者	受注業者からは出張所との情報共有は出来ている(?)と思われるが、事務所の方との情報共有は出来ていないと思います。そのため、事務所側の考えが施工現場の状況を理解されていない様にも取れる事があります。施工現場の現状をもっと理解して頂くためにも、定期的に現地視察や現場の声の聞き取り等を行ってもらえたらと思います。	⑫監督体制・情報共有(ケース1～ケース2)を周知徹底します。 なお、「受注者と監督職員等、発注担当課が日常的に情報共有できるように周知徹底します。」を追加します。
408	⑫監督体制・情報共有	徳島県	①受注者	発注事務所があり、出張所がある場合の情報共有が出来ておらず、こちらからの意見が通っていない事がある。	
409	⑫監督体制・情報共有	—	①受注者	発注後、速やかに監督員・現場技術員を決定してもらいたい。総括打合せや協議事項等が遅れ、機器製作・現場施工ができない。	特記仕様書に明記するか、速やかに指示するなど周知徹底していきます。
410	⑫監督体制・情報共有	徳島県	①受注者	発注側の人員が全員入れ替わりになり、現場の事を理解している人がおらず、わからない、そうなんですかとか、他人事のように言われる。これが受注者だと大変なことになると思う。発注側にも点数制度がいます。	引き継ぎ資料等については適正に行うように指導し、こういうことにならないように周知徹底します。
411	⑬設計変更	高知県	①受注者	歩掛実績を提出した場合、設計変更していただきたい。歩掛実績の作成には、大変な時間と労力がかかります。	⑬設計変更(ケース1)「歩掛見積の提出にあたっては、過度に詳細な調査表の作成や過剰な根拠資料の要求はしないよう周知徹底します。」を周知徹底します。 なお、設計変更の取扱いについては、その結果を踏まえ、見積協議により対応して下さい。
412	⑬設計変更	高知県	③支援業務者	「歩掛見積の提出にあたっては、過度に詳細な調査表の作成や過剰な根拠資料の要求はしないよう周知徹底します。」とありますが、表現が曖昧であるため施工者への依頼又は指導が困難です。 どのようなものにするか具体例を表記してほしいです。 (例)見積もり総括表のみ提出—各人工数や使用重機機種・稼働時間等の根拠については写真や作業計画・実施工程表等内容が確認出来る資料を必要に応じて監督職員等へ提示。 など	⑬設計変更(ケース1)「歩掛見積の提出にあたっては、過度に詳細な調査表の作成や過剰な根拠資料の要求はしないよう周知徹底します。」を周知徹底します。 なお、調査方法については、発注担当課と調整して下さい。その結果、特別な調査が必要な場合については、協議により費用計上するなど適切に対応して下さい。
413	⑬設計変更	愛媛県	①受注者	現状において変更時に材料の三者見積を請負者に求められる。指針では発注者側での段取りと記載しています。	⑬設計変更(ケース1)「材料等の見積は発注者が行うものであり、受注者に三者見積(相見積)まで提出を求めないよう徹底します。」を周知徹底します。
414	⑬設計変更	愛媛県	①受注者	材料等の見積もりについて、三者見積もりの依頼があり多くあり負担に感じる。	
415	⑬設計変更	愛媛県	③支援業務者	受注者に三者見積を求めないと記載していますが、発注者の担当係員より、提出を指示された事があります。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
416	⑬設計変更	高知県	①受注者	対応欄に「材料等の見積は発注者が行うものであり、受注者に三者見積(相見積)まで提出を求めないよう徹底します。」とあるが、出先機関での見解は、最初の見積書(三者見積含む)は受注者が提出し、2回目の提出が必要になった場合に発注者にて行うということで毎回見積書を要求されます。ほとんど2回目の必要はなく、受注者にて準備している状況ですので対応欄の文言は間違いではないでしょうか。	⑬設計変更(ケース1)「材料等の見積は発注者が行うものであり、受注者に三者見積(相見積)まで提出を求めないよう徹底します。」を周知徹底します。見積協議上、価格のすりあわせを行うことを目的に参考(三者見積ではない)までにお願するケースはあるが、基本は適正化指針どおりです。
417	⑬設計変更	愛媛県	③支援業務者	⑬設計変更 材料等の見積は、発注者が行うものと記述されていますが、工事受注者に三者見積もりをお願いしているのが現実です。発注者が行う場合の方法(流れ)を明確にしたい。	
418	⑬設計変更	徳島県	②発注者	【提出を必要としない見積もりや書類の提出】 「材料等の見積もりは発注者が行うものであり、受注者に三者見積もりまで提出を求めないよう徹底します。」とあるが、支援業務者の方から出張所を通じて業者に依頼して欲しい旨の依頼が来る。適正化指針の内容について支援業務者にも周知が必要なのは。	
419	⑬設計変更	愛媛県	③支援業務者	R3.3月策定版より「材料等の見積は発注者が行うものであり、受注者に三者見積(相見積)まで提出を求めないよう徹底します。」の記載が追記されました。維持工事などの指示書工事は100件以上の見積もり書を整理することがあるため、作業主体等の考え方についてご教授ください。 【作業主体について】 ◆見積もり書の宛先が事務所長となっているため、すべて発注担当課で対応する ◆材料の規格・寸法など把握できているため、すべて監督部署が対応する ◆発注担当課と監督部署にてその都度決める ◆発注担当課作成指示書については発注担当課が、監督部署作成指示書(受注者からの協議指示を含む)については監督部署が対応する ◆監督部署にて形状寸法、品質、規格、数量および納入場所、見積もり有効期限などの条件を一覧表へとりまとめ、発注担当課より見積もり依頼を行う ◆監督部署にて見積もり依頼書を作成し、発注担当課より見積もり依頼を行う ◆その他 【徴収先について】 ●徴収先は発注担当課にて決定する ●徴収先は監督部署にて決定する ▲原則3社以上とし商社でなくメーカーとするが、メーカーにて揃わない場合は商社を含んでも良い ▲原則3社以上とし商社でなくメーカーとするが、メーカーにて揃わない場合は3社未満でも良い ▲その他	見積りの作業主体は、発注担当課であり、現場から必要な品目等を整理し、発注担当課と調整の上、対応して下さい。 (徴収先等については、品目や価格により異なることから発注担当課で判断)
420	⑬設計変更	徳島県	③支援業務者	歩掛見積の依頼時に施工業者様より「協会資料に載っているのに何故歩掛見積を出さなくてはならないのでしょうか?」と言った意見を頂戴することがあります。特記仕様書の施工時歩掛調査についてでも謳われているとおり、標準歩掛にない新規歩掛については施工者1社の歩掛見積によると明記されておりますので、申し訳ありませんが歩掛見積については施工者による歩掛見積が必要な旨を周知して頂きたいです。	協会資料の歩掛をそのまま使用することは、公正な取引ではないと指摘されており、施工者としての見積が必要となっておりますのでご協力をお願いします。
421	⑬設計変更	高知県	①受注者	設計変更時に見積をとる事が分かっているならば、あらかじめこの会社から見積りを取るのかを教えて欲しい。土地柄や諸条件で、最短・最速の業者に依頼する事が出来ない場合には、価格差が発生するため。	①協議書(ケース1)「指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、少なくとも、概算金額について明示するよう徹底させる。」を周知徹底します。
422	⑬設計変更	高知県	①受注者	物価調査会を通じた場合、3社見積り金額との差が大きい場合があるため材料単価を依頼をせざるも提示をお願いしたい。	⑬-4設計変更「今後、特別調査をする際には…適正な価格設定に努めます。また、工事内容の変更等については、…明示するよう徹底します。」を周知徹底します。
423	⑬設計変更	愛媛県	①受注者	経済調査会の調査対象材料について価格に乖離がある。受注者側の3社見積り等比較し照査していただきたい。	
424	⑬設計変更	徳島県	①受注者	設計変更(変更図面)について…変更図面作成は当初図面を見え消しで修正し、完成の時、見え消しの部分を削除して完成図となります。変更図作成時見え消しではなく、そのまま修正すれば完成図に利用でき、作業効率が各段に良くなります。	共通仕様書に記載されているとおり、設計図書の照査として、事実が確認できる資料を提出するものとなっており、その資料は、設計図の対比図等となっています。当初などの設計図書をベースに工事が進捗していくものであり、引き続き、変更設計図を意識した対比図の作成をお願いします。 なお、設計変更図面の作成については、見え消しの一部を省略し赤書きのみにするなど、簡素化の方向で検討します。
425	⑬設計変更	-	①受注者	変更設計図面及び変更数量について 変更図面の作成にあたり、1つの測点(横断面)でも発注図、作業土工数量根拠図、道路土工数量根拠図と3種類の図面が存在し、すべてを修正する必要があり作成に時間がかかりすぎる。自治体の図面のように発注図(横断面)に断面数量・寸法・高さ等を明示し1枚にできないものでしょうか。	②発注内容・設計照査(ケース1)「発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実に努めるよう指導します。」を周知徹底します。 ただし、数量の算出は、共通仕様書に「受注者は、出来形測量の結果を基に、土工数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。」と記載されており、数量算出根拠図を全て契約図とすることはできません。
426	⑬設計変更	高知県	①受注者	共通仮設費(率計上)に含まれる、運搬費の中身が分かるようにしてもらいたい。主要工種の特種重機(運搬費に計上されないもの)で遠方から回送する場合、運搬費の金額があわない。	土工標準歩掛のとおりである。 なお、条件変更で特種重機に変更となる場合は、協議により対応して下さい。
427	⑬設計変更	愛媛県	①受注者	各事務所、詰所、出張所で変更(精算)内容が違うので統一してはどうか。(前回工事では精算したが、工事事務所等が変われば同じ項目でも精算できない経験がある。)	契約書第18条に基づき、適切に対応するように指導します。(契約図書が同様であれば異なることはない。)

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
428	⑬設計変更	徳島県	①受注者	変更図面の作成は、発注者で行うのか受注者が行うのか明確にしていきたい。 熱中症対策に資する間接費の設計変更やコンクリートの寒中養生の協議時に、対象期間の時間気温や過去の日中平均気温の表やグラフの作成を設計変更の資料として求められる。 環境省熱中症予防情報サイトや気象庁のサイトで過去データをダウンロードできるにもかかわらず、見やすいようにと作成を求められる。	設計変更図面等については発注者が作成しますが、受注者が照査により提出した対比図がベースとなるので、作成にはご協力をお願いします。なお、過度な資料を求めないように指導します。 また、熱中症対策に資する間接費の設計変更の試行については、施工計画書に基づき、計測結果の資料を監督職員に提出願います。なお、特記仕様書に提出する旨を記載します。
429	⑭その他	高知県	①受注者	初めての現場代理人で書類作成に苦戦しているなか、工事関係書類適正化指針には、いたる所に受発注者間での協力のもと現場を進めていくと記載があり、現在の担当者は書類作成等も協力して頂いている状況ですが、一部の技術員から自分たちも同じようにやらなくてはいけなくなると圧力が加かったようです。昔の名残かわかりませんが、発注者側がやる。と明記されているものについてはこちら側も協力致しますので発注者側に頑張ってもらいたいと思います。	引き続き、適正化指針を周知徹底していきます。
430	⑭その他	高知県	①受注者	受発注者間での協力のもと現場を進めていくと、ところどころに記載があり、現在の担当者は書類作成等も協力して頂いている状況ですが、一部の技術員の方から自分たちもやらないといけなくなると受注者にやらせるように圧力が加かったようです。本当は受注者がやる。発注者がやる。と明記されているものをお互いにしっかりやり、できることは協力してやればいだけですが、昔の名残で受注者にやらせている人がいるようです。	
431	⑭その他	徳島県	①受注者	工事関係書類の適正化指針により、昔に比べて工事施工業者の負担は非常に軽減され大変助かっています。しかし、その分の負担を現場技術員の方が背負っていただいていると感じます。 (一部、昔みたいに施工業者に指示図や変更図面等を作らせている現場技術員もいるとは噂では聞きますが・・・) 各業界ともに若手や新入社員の確保が課題になっていますが、仕事の量が増えてしまっている現場技術員業務の担い手確保が心配されます。 各発注担当課の職員を増やし、発注者、現場技術員、施工業者がお互いに手を取り合って働き方改革に取り組めるシステムへと進めていってもらえたらうれしいです。	
432	⑭その他	徳島県	①受注者	当作業所では適正化が出来ていると思いますが、ほかの出張所では適正化が進んでいないように思います。 適正化が分かっている、バックデータとして作成しておいてほしいなどの要求があるそうです。 どこの出張所に行っても同じ書類でいように平準化を進めてほしいと思います。	
433	⑭その他	愛媛県	①受注者	本指針が策定されているにもかかわらず、出先機関で求められる書類が未だにバラバラである。	
434	⑭その他	高知県	①受注者	どうしても工事成績を気にして不要なことまでやってしまう傾向があり、まずは適正化指針を読み込んで現場運用したい。また、発注者側も同様で、検査、立会等で適正化指針に照らして不必要なものまで要求しないようにしていきたい。	
435	⑭その他	香川県	①受注者	現場技術員によっては、適正化指針で発注者側が行うように決定したことで「今回の工事は従来通りのやり方(業者対応)をお願いします」と言われることがある。 担当する技術員によって現場の労力が全然違う。	
436	⑭その他	香川県	①受注者	監督職員、技術員にしても自分達のすべきことはやってもらいたい・・・指示図面等に関して業者が指示図面をかいて技術員に送ってそれを指示図面ってまた情報共有システム等でおくってくる・・・どうなのでしょう？受注者の負担が多すぎるような気はしますが、...	
437	⑭その他	高知県	①受注者	適正化について、改善したと感ずるものもあれば、感じないものもあります。また発注者事務所毎にも違いがあり、本調査票の選択肢は、自身が感じていることを反映した回答とならないように思えます。	引き続き、適正化指針を周知徹底していきます。 なお、詳細な意見については、個別に提出をお願いします。
438	⑭その他	高知県	③支援業務者	工事関係書類の適正化指針について有る事は知っているが見た事が無い受注者有り。現場技術員等には説明会等により周知させているが受注者側の現場代理人・監理技術者にも説明会等による周知をしていますか。	引き続き、適正化指針を周知徹底していきます。 なお、HP (http://www.skr.mlit.go.jp/etc/tutatu/03_kensa.html)に掲載しているほか、監督職員等により受注者に適正化指針の説明を指導しているが、一層の周知徹底をしていきます。
439	⑭その他	愛媛県	①受注者	工事検査時10書類に限定となっているが、それ以外の書類についても確認された。 特車については10書類に該当しないのではないのでしょうか。	引き続き、工事書類作成マニュアルを周知徹底していきます。 なお、特車については、施工計画書の一環として、検査時に確認を行っているものです。
440	⑭その他	高知県	①受注者	現場技術員の担当が変わる度に提出書類の内容が変わってくる。 (写真管理・材料確認など)	引き続き、工事書類作成マニュアルを周知徹底していきます。
441	⑭その他	高知県	①受注者	受注者は、一現場へ何人も投入できません。現場代理人が書類過剰対応で残業や休日出勤増加となることを避けるためにも、工事書類簡素化対応は今後も継続いたしたいと思います。また、国交省のみでなく、簡素化は県や市にも普及願っています。	引き続き、書類等の簡素化に向け、土木工事書類作成マニュアルの見直しを進めるとともに、適正化指針を周知徹底していきます。
442	⑭その他	高知県	①受注者	土日祭日及び残業がなくなるくらいの、思い切った書類の削減をしないと、人材確保等建設業の抱えている問題の解決にならない。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
443	⑭その他	高知県	③支援業務者	⑭その他の現場環境改善費ですが、H29より実施報告を確認しないとなっていますが、せめて最終時に設計費用を満足しているか？また実施項目は何か？程度は、確認すべきかと考えますが、なぜ実施報告を確認しないとなったのでしょうか？	特記仕様書に、「工事現場の現場環境改善費は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとし、実施内容については監督職員と協議するものとする。」と記載しているとおり、発注者主導で実施すべきものと受注者が自主的に判断し、自らの負担で実施するものがあり、全体計画を協議にて実施しているところ。なお、その結果については、写真管理基準に基づき、各施設設置状況等の写真を求めています。
444	⑭その他	愛媛県	②発注者	【ケース1】現場環境改善費 「◎特記仕様書に記載されていますが、発注者と協力しつつ地域との連携を図るために、実施前に監督職員と協議をお願いします。◎なお、平成29年度より実施報告は、確認しないように改善しております。金額を確認しないよう徹底します。」となっている。しかしながら、総括監督員の審査項目でも(地域への貢献等)が存在し現場環境改善費を使用していない場合の評価とされているため、実施後に現場環境改善費で検出されたものが評価されていないか判断するため確認が必要と思われる。	実施内容については、監督職員との協議により、施工計画書に記載するようになっており、評価については、創意工夫等で提出されたものにより適切に行って下さい。
445	⑭その他	愛媛県	③支援業務者	◎実施報告は、確認しないように改善しております。金額を確認しないよう徹底します。 監督職員と協議を行い実施しますが、実施の確認、金額の確認ともに不要で良いか？ (マニュアルには実施状況は納品することで良い) 変更契約において、現場環境改善費も増減が発生する。	実施報告の確認をしないように改善したものです。なお、監督職員と協議することは必要であり、あらためて金額等を確認しないという主旨です。ただし、写真管理基準のとおり受注者としての撮影は必要です。
446	⑭その他	高知県	③支援業務者	【現場環境改善費】 対応として、『金額を確認しないよう徹底します』と記載されています。実施報告は不要であるため当然金額の確認はおこなっていませんが、実施内容の協議時にも確認しないという認識で良いですか。	
447	⑭その他	愛媛県	①受注者	現場環境改善費について、使い切れないものは変更時に減額してほしい。 無理に使い切ろうとして無駄遣いのような内容になることがある。	現場環境改善費は、「仮設備、営繕、安全、地域連携関係」の項目において、事例に基づき実施するものであり、具体的な内容については監督職員との協議により実施して下さい。
448	⑭その他	高知県	①受注者	現道施工の場合、施工箇所が点在し、その日に施工が完了する箇所が、多いとなると現場環境の改善を目的として、ユニットハウスといった休憩所設置が困難である。 また、設置場所に関しても、広いスペースが確保できないです。(現場環境改善費)	
449	⑭その他	徳島県	①受注者	現場環境改善費を地域対策費や社会貢献の名目で、工事には関係ない地元からの苦情や発注者施設の維持(除草等)に使われる。	現場環境改善費は、「仮設備、営繕、安全、地域連携関係」の項目において、事例に基づき実施するものであり、具体的な内容については監督職員との協議により実施して下さい。 なお、目的外の使用にならないように指導します。
450	⑭その他	愛媛県	①受注者	熱中症対策に資する間接費の設計変更について 四国地方整備局から要領等が出ていない為、対象期間等、不明な点があります。 早めに要領等を示してください。	熱中症対策に関する間接費の設計変更について、概要を以下のアドレスに掲載しましたのでご確認ください。 ・地整HP: http://www.skr.mlit.go.jp/etc/neccyuusyou.pdf
451	⑭その他	徳島県	③支援業務者	特記仕様書に記載されている特定調達品目について、「実施要領等は別途、監督職員より指示する。」とあるが事務所から指示がない。契約後、速やかに事務所から指示を切って欲しい。それには今動いている工事の年度に対応しているの実施要領が4月には必要になる。	特記仕様書に記載しているとおり、指示することを指導します。(HPへの掲載を検討します。)
452	⑭その他	徳島県	③支援業務者	建設業法改正に伴い、契約書に「工事を施工しない日、工事を施工しない時間帯 設計書のとおり」と記載されているが、「設計書のとおり」とは、どれを指して、どこに書かれているのか不明確である。	共通仕様書、特記仕様書を指しています。
453	⑭その他	徳島県	①受注者	・年度工事によっては、予算の都合で繰り越しができない工事があります。非出水期にしかできない工事に変更内容が多くなると、年度末までに完成させるプロセス全体にリスクを負います。生産性向上のため、非出水期等限られた条件で発注する工事は、繰り越しができるような発注形態をお願いします。また、工事成績評定点「工事特性」で12ヶ月を超える無事故工事は6点加点とありますが、元々1年以上の工期ある工事は別として、繰り越しができ、複数回の変更で12ヶ月を超える工事よりも、年度末までに完成させる工事の方を加点対象にするべきだと思います。	長期工事における安全確保への対応として、全国基準として定められているものであり、現時点においては、評価基準を変更することは考えていません。 なお、有効な繰越を活用して、適正工期に努めるよう指導します。
454	⑭その他	愛媛県	①受注者	道路施設台帳作成に関して、作成件数が多く、当初設計の費用での制作はほぼ困難である。	道路施設基本データについては、道路工事完成図等作成要領等に基づき作成をお願いします。なお、費用については全国統一の費用となっており、ご理解をお願いします。
455	⑭その他	徳島県	①受注者	今回工事の簡易型発電装置・無停電電源装置の設置に伴い、別途基礎を施工完了後に工事を発注して欲しい。	適正工期の設定に努めます。 また、工事工程の共有については、特記仕様書に条件明示しているところであり、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合は、適切な対応を図ることを周知徹底します。
456	⑭その他	高知県	①受注者	新型コロナ対応としてWebによる完成検査となり検査時に確認する書類について、紙ベースのものも電子化し検査に臨んだ。 Webによる検査方法等をまとめたWeb検査実施要領の策定を検討してほしい。 (Web検査で使用する会議ソフトなども含めて)	WEB検査については、新型コロナ対応として、当面の措置として実施しているものであり、状況が改善すれば実地検査を基本と考えています。なお、受注者の過度な負担とならないように、適切に実施することを周知徹底します。 なお、今後のWEB検査については、全国的に検討が進められており、その中で実施要領等が定められることを想定しています。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
457	⑭その他	—	①受注者	総括打合せで、18条照査資料とあわせて必ず施工計画書の「とりあえず作成・提出」を求められるが、実際の会議で施工計画書を参照・利用したことは一度もない。工事特性により施工計画を基に打合せをする必要がある・技術的課題がある・18条照査資料と関連性が高い等の必要な場合以外の「とりあえず作成」は省略していただけないか。	施工計画書は、基本的に18条協議と直接関係するものではなく、特記仕様書に記載のとおり工事着手までに提出すれば良いことを指導します。 なお、施工計画書は、発注者のために作成するものではなく、受注者自らが責任を持って作成するものであり、土木工事書類作成マニュアル等により具体的な作成をお願いします。
458	⑭その他	愛媛県	③支援業務者	発注者支援業務や行政事務補助業務の業務受注者も工事受注者と同じ受注者であることを発注者に十分認識してほしい。ウイクリースタンスによる業務の改善の対象であり、同じ受注者であることを認識してほしい。発注担当に、適正化指針やウイクリースタンスが十分に機能させているかのアンケートを取ってほしい。受注者よりも発注者に自覚・認識を高める必要があるのではと思います。受注者からは、言いにくいところがあります。	契約図書の役割分担に基づき、適正化指針を遵守するようにすることが自覚・認識を高めることと考えています。 なお、不備がある場合は、対等な立場で協議して下さい。
459	⑭その他	—	①受注者	コロナ化における検査方法についてWEB検査が主流になりつつありますが、働き方改革により職員での仕事の分担が進んでおります。そこで検査の際は現場書類を作成した人員込みでの検査対応を願いたい。 理由:書類がソフトやエクセルでの作成が主流なため検査前にどこに何があるか把握する必要があり時間と手間が非常にかかる。その場合昔のように書類を一人で作る人も出てくると、働き方改革の実行が困難になるため。	コロナ禍における検査の人員を必要最小限としているものであり、検査の出席者まで規定しているものではありません。
460	⑭その他	愛媛県	①受注者	提出書類が少なくなり簡素化されているように思われるが、提示書類が多くなった為、書類作成時間は変わらない。	建設業法等で必要となる書類を受注者で作成し、監督職員に提出していたものを提示に変更したものであり、作成を省略できるものではありません。 なお、引き続き、書類等の簡素化に向け、土木工事書類作成マニュアルの見直しを進めていきます。
461	⑭その他	徳島県	①受注者	場所打ち杭の施工において、段階確認時に掘削土砂及び支持層の確認のため、設計を行った際のボーリング試料を現場まで運び監督職員に掘削土とボーリング試料とを見比べてもらうことがあります。ボーリング資料の保管場所から現場までが片道約2時間かかるとともに、資料の箱数が今回は12箱あり一人では困難であったため作業員を連れて行くことになりました。(費用は計上できません) せめて、ボーリング試料は監督官詰所か出張所まで運んでいただきた貸与品扱いにしてほしいです。	受注者の負担にならないように指導していきます。
462	⑭その他	愛媛県	①受注者	契約関係書類(電子契約も含み印刷)・工事打合せ簿(ASP以外)・施工体制台帳(ASP提出を印刷)について、発注者控を受注者が事務所(詰所)の棚にファイリングして置いている。コロナ禍であり事務所に向くことも少ないので負担となっている。	
463	⑭その他	徳島県	①受注者	書類適正化目安箱について、四国地方整備局HPでもっと目立つところに移動してもいいと思います。目安箱に投稿することにより、投稿者が被害を受けるのでは…という声を聞くことがありますが、現場の声をもっと上げていくことにより、建設業界全体の底上げを図ることができる素晴らしい取り組みだと思います。ここ最近の発注担当者様には目安箱に投稿するような苦情等はありませんが、せっかく素晴らしい取り組みを作ってもらっている以上、今後投稿する機会があれば是非利用させていただきたいです。	HPについては、目立つ位置に改善を図りましたが、わかりやすい表示等について検討していきます。
464	⑭その他	愛媛県	①受注者	出来形報告書(数量内訳、出来形図)について…数量対比内訳の省略、出来形図は、出来形管理基準の頻度としてほしい。	数量対比内訳は求めておらず、土木共通仕様書「数量の算出」に記載のとおり、出来形数量の提出をお願いします。 また、出来形報告書の出来形図は、出来形数量を確認するためのものであり、出来形管理基準の頻度とは別のものになります。
465	⑭その他	徳島県	①受注者	現場環境改善費の快適トイレが設計変更にはなりますが、女性社員現場に来場が極めて少ない。 現場にもよるとは思いますが、任意にしてはと思います。	建設現場において男女ともに働きやすい環境とするため、建設現場のトイレにこれまでのものに比べて質の良いトイレ(快適トイレ)を設置する試行を原則すべての工事で行っているところです。 なお、男女別については監督職員と協議のうえ、各現場において適宜ご判断ください。
466	⑭その他	香川県	①受注者	最終変更契約が工期の3日～5日前になった現場が数回ありました。道路橋維持管理資料・施工計画書・施工体制台帳・産業廃棄物登録等といった書類を情報共有で承認した後電子納品になるため工期内に電子納品ができない。仮の電子納品を行い再度電子納品を提出しているのが現状です。変更数量計算書等書類は早めに提出しているが細部の修正があるため遅くなる傾向がある。よって最終変更契約は最終工期の7日以上前にはお願いしたいです。	適正工期の設定に努めます。 また、工事工程の共有については、特記仕様書に条件明示しているところであり、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合は、適切な対応を図ることを周知徹底します。 なお、工事間際まで工事が稼働し、電子納品に時間的余裕がない状況が発生しないよう適切に対応します。